

大 崎 地 方 合 併 協 議 会
第 3 回 新 市 の 医 療 体 制 に 係 る 専 門 小 委 員 会

日 時：平成17年7月25日(月)午後6時
場所：宮城県古川合同庁舎1階大会議室

次 第

1. 開 会
2. 開会挨拶
3. 報告事項
 - (1) 前回配布資料の訂正について 別紙1
 - (2) 前回質問事項への回答について
4. 協議事項
 - (1) 新市の病院事業の運営等について P 1
 - 1) 運営計画及び運営指標について
 - 2) 組織体制(外部評価委員会等)について
 - 3) 経営計画について
 - (2) 次回会議の開催について P 5
 - (3) その他
5. その他
6. 閉会挨拶
7. 閉 会

3 . 新市の病院事業の運営等について

(1) 運営計画及び運営指標について

(2) 組織体制 (外部評価委員会等) について

(3) 経営計画について

3.新市の病院事業の運営等について

(1) 運営計画及び運営指標について

15年度報告書：「あるべき姿」での合意

1. 体制

2. 組織機構

「企画部門」の事務分掌より

- ・国及び県の医療政策動向、診療報酬制度の改定等、医療環境の変化を把握し、病院の将来像を描きながら、今後の医療環境を生き抜く

経営戦略の企画、

病院事業管理者への提案、

サービス向上のための中長期ビジョン構築、

医療訴訟への対応及び

中長期にわたる経営戦略の立案を行う。

課題及び具体的検討事項

各病院の運営状況（資料1）

指標に係る具体的検討事項

病床利用率の維持・向上

平均在院日数の短縮

入院診療単価の確保

具体的検討事項を推進する上での留意事項

医療の質の向上

・共通理念の策定（資料2）

・E B Mの提供

・クリニカルインディケータの設定・活用

（感染率・自宅退院率・疾患ごとの入院日数・縫合不全率など）

・標準化の推進

・診療の方針と責任体制の明確化

・C P Cの定期的開催

・診療記録管理体制の整備・充実

・インフォームドコンセントの充実

安全性の確保

・医療安全体制の確立

・院内感染防止対策の徹底

・個人情報保護体制の確立

病院機能評価の取得

・診療活動の評価の体制・仕組みの確立

(2) 組織体制（外部評価委員会等）について

15年度報告書：「あるべき姿」での合意

・体制

2．組織機構

外部評価委員会を設置し、医師会、市民代表、各方面の有識者・専門化による評価を受ける。これにより、新病院における医療の質の確保と経営の安定化について、定期的に幅広い意見を受ける。

課題及び具体的検討事項

組織機構

組織機構については、現在検討中です。

具体的な機構の構成（考え方）

- ・患者の視点に立った小規模な組織変更
- ・職階，職名の統一
- ・事務分掌の見直し

外部評価委員会（10～15名で構成）

委員構成の考え方

医師会

患者を含む市民代表

有識者（医療分野）：大学教授等

有識者（看護分野）：大学教授あるいは関係団体
代表等

有識者（医療政策）：関係行政職員等

専門家：公認会計士等

(3)経営計画について

15年度報告書：「あるべき姿」での合意

・経営計画

1. 政策医療への財政支援

自治体が担うべき医療（地方公営企業法第17条の2）については、政策医療として行政側からの財政支援の算定基準を設け、一般医療との区分を行う会計上のシステム及びルールを確立する。

2. 経営の健全化

病院の経営の基本は、質の高い医療を適正に供給する組織を継続的に運営する原資としての資金（利益）を得ることにある。そのために単にコスト削減や増収・増患に着目するのではなく、「適正医師数」「技術力の高い医師」の確保などの適正な投資と、その投資を回収する意味での経営数値目標を明確にした病院経営の健全化を図る。

職員の意識改革を図り、各職員が経営意識を持つことによる「職員全員参加の病院経営」を目指す。

本院・分院・診療所の経営計画及び経営実績については、外部評価委員会等にて専門的な視点での評価を受け、「経営の健全化の確保」を堅持する。

課題及び具体的検討事項

各病院の経営状況（資料3）

1市6町の将来推計人口（資料4）

具体的検討事項

- ・収益力の強化
施設基準の取得、加算算定の確実化など
- ・政策医療に係る財政支援の算定基準のシステム化、ルール化
参考資料：繰出基準に係る通知（資料5）
- ・疾病別・部門別・診療科別原価による管理
DPCへの対応
- ・人事考課制度の確立
目標による管理と適正な実績評価
給与体系の見直し
手当の見直しなど
- ・材料費（医薬品、診療材料）の縮減
一括発注、仕様の統一と絞込みなど
- ・医療機器の統一化によるコスト低減
- ・委託業務の効率化
包括委託による効率化、委託業者の集約化の検討など
- ・管理体制、改革意識の醸成
BSCなどの導入による目標管理の確立

用語の解説

E B M (Evidence Based Medicine)	: 科学的根拠に基づく医療
クリニカルインディケータ	: 医療の質を評価する臨床指標
C P C (Clinico-Pathological Conference)	: 臨床病理検討会
インフォームドコンセント	: 十分な説明に基づく同意
D P C (Diagnosis Procedure Combination)	: 診断群分類 (D P C) とそれによる診療報酬の包括評価
B S C (Balanced Scorecard バランストスコアカード)	: 経営管理手法で病院にも適用され始めている。

次回会議の開催について

次回会議の開催については、下記のとおり提案する。

記

1．開催日時

平成17年 9月 日
午後 時から

2．開催場所

宮城県古川合同庁舎 階 会議室

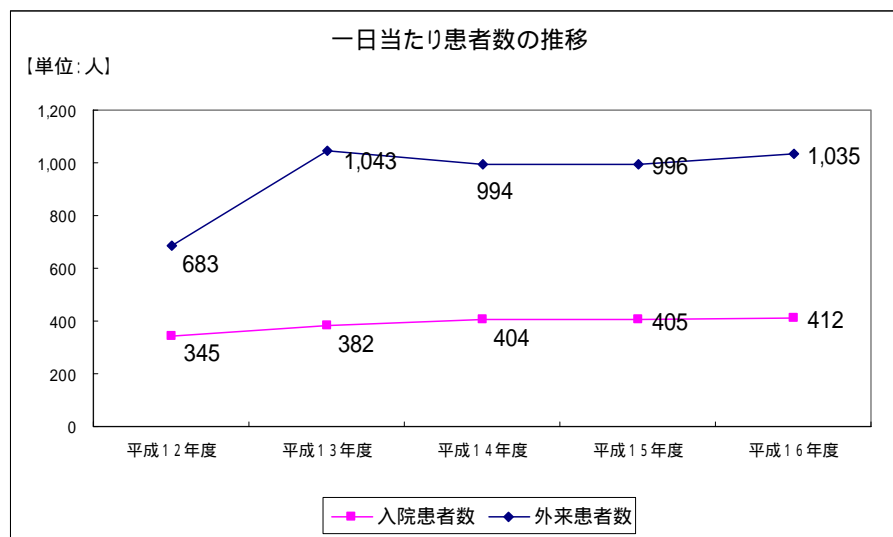
4 病院・1 診療所における運営状況

期間：平成 12 年度～平成 16 年度

． 古川市立病院

(1) 患者数の推移

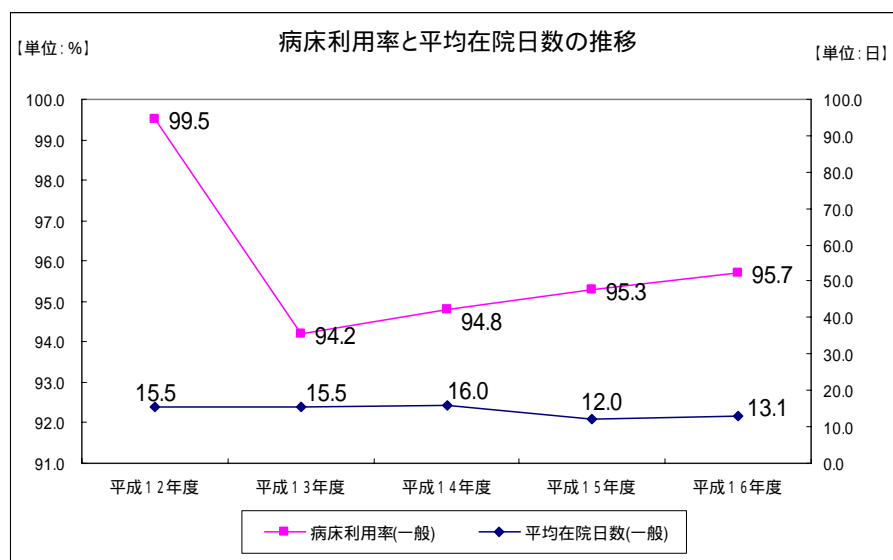
一日当たり患者数を入院・外来別にみると、入院患者は平成 16 年度で 412 人と増加傾向にあり、外来患者数は、平成 13 年度から約 1,000 人前後の患者数でほぼ並行に推移している。



(2) 病床利用率と平均在院日数の推移

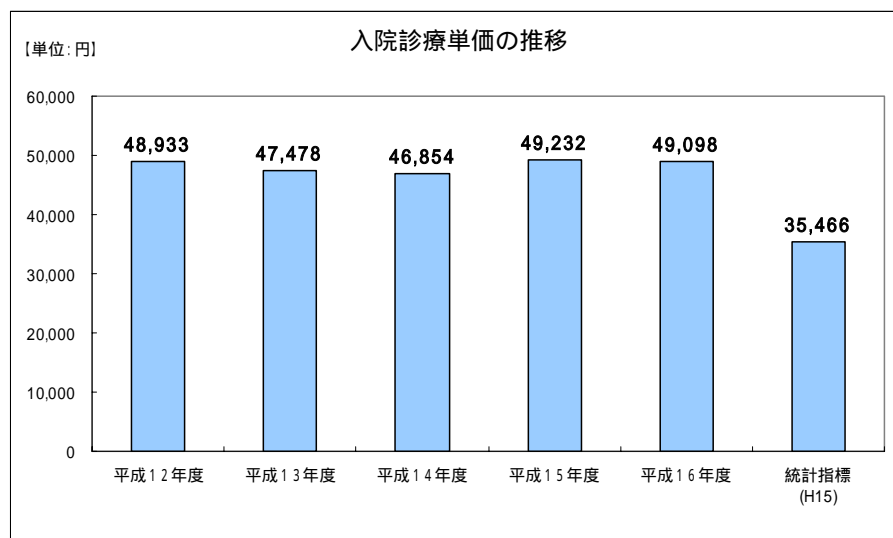
病床利用率は、平成 13 年度の 94.2%に対し、平成 16 年度が 96.4%と約 2.2 ポイント増加している。また、統計指標（平成 15 年度地方公営企業年鑑：一般病床 400 床以上 500 床未満）の 85.1%と比較しても稼働状況はよいと判断できる。

平均在院日数は、平成 15 年度が 12.0 日と最も短く、平成 16 年度では 13.1 日となっている。また、統計指標（平成 15 年度地方公営企業年鑑：一般病床 400 床以上 500 床未満）の 18.0 日を大きく上回っている。



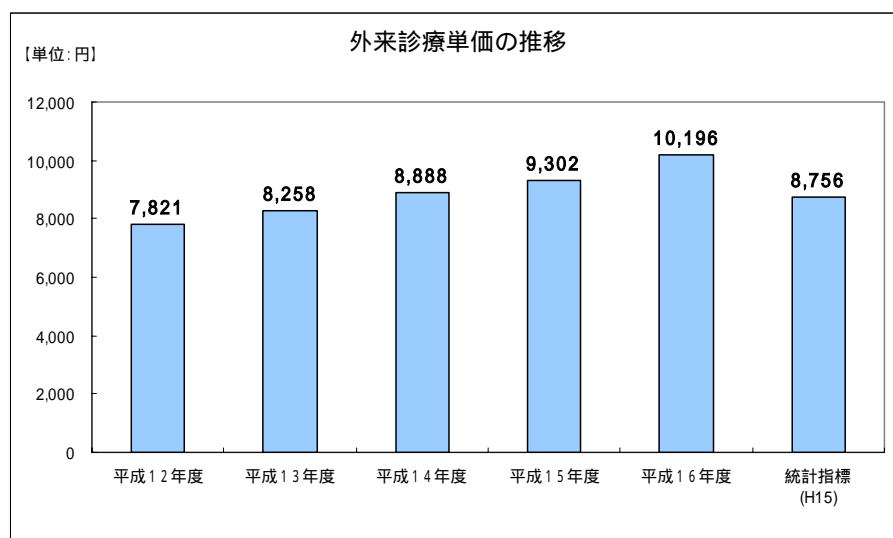
(3) 入院診療単価の推移

患者一人あたりの入院診療収益は、ほぼ並行に推移しているが、統計指標（平成15年度地方公営企業年鑑：一般病床400床以上500床未満）の35,466円を大きく上回っており、高い水準にあるといえる。



(4) 外来診療単価の推移

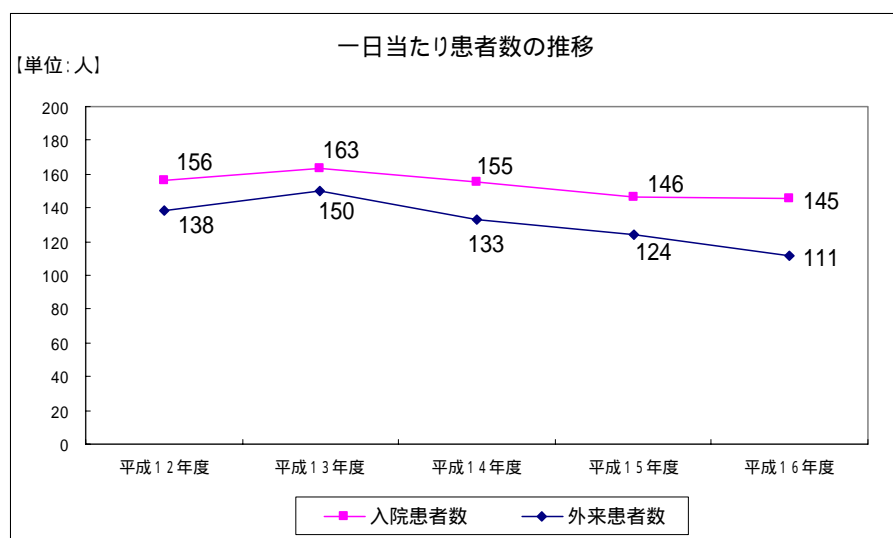
患者一人あたりの外来診療収益は増加傾向にあり、平成16年度が10,196円と統計指標（平成15年度地方公営企業年鑑：一般病床400床以上500床未満）の8,756円を大きく上回っており、さらに増加傾向にある。



町立鳴子温泉病院

(1) 患者数の推移

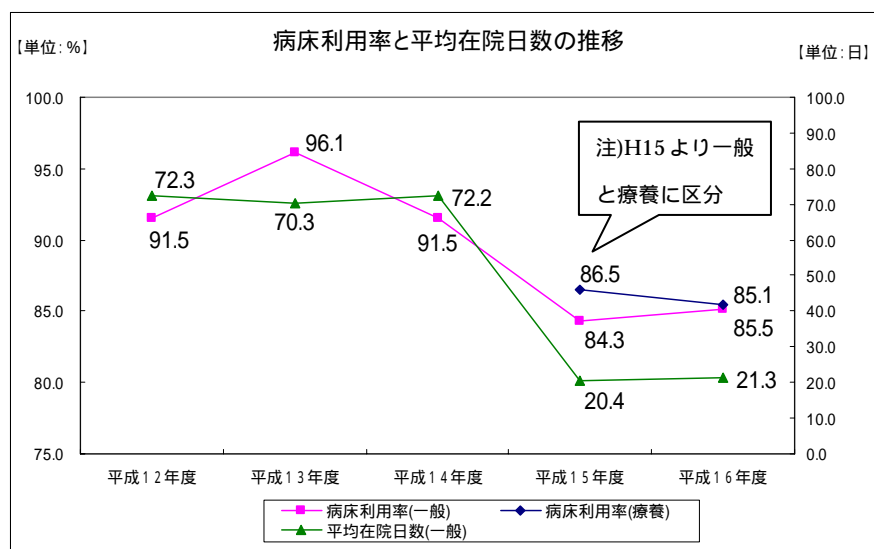
一日当たり患者数を入院・外来別にみると、平成13年度までは、入院及び外来患者ともに若干の増加傾向にあったが、平成14年度以降は減少傾向にあり、平成16年度は入院145人、外来111人となっている。



(2) 病床利用率と平均在院日数の推移

病床利用率は、平成16年度が一般病床85.5%、療養型病床85.1%となっている。また、統計指標（平成15年度地方公営企業年鑑：一般病床100床以上200床未満）の一般病床77.2%、療養型病床83.5%をそれぞれ上回っている。

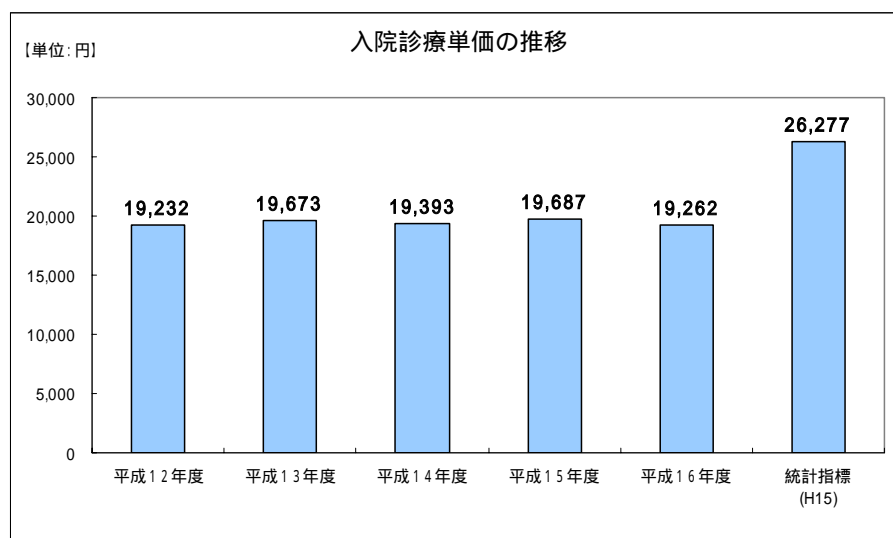
平均在院日数は、平成15年度より減少し、平成16年度で21.3日となっている。また、統計指標（平成15年度地方公営企業年鑑：一般病床100床以上200床未満）の23.7日を上回っている。



(3) 入院診療単価の推移

患者一人あたりの入院診療単価は、ほぼ同額で推移している。

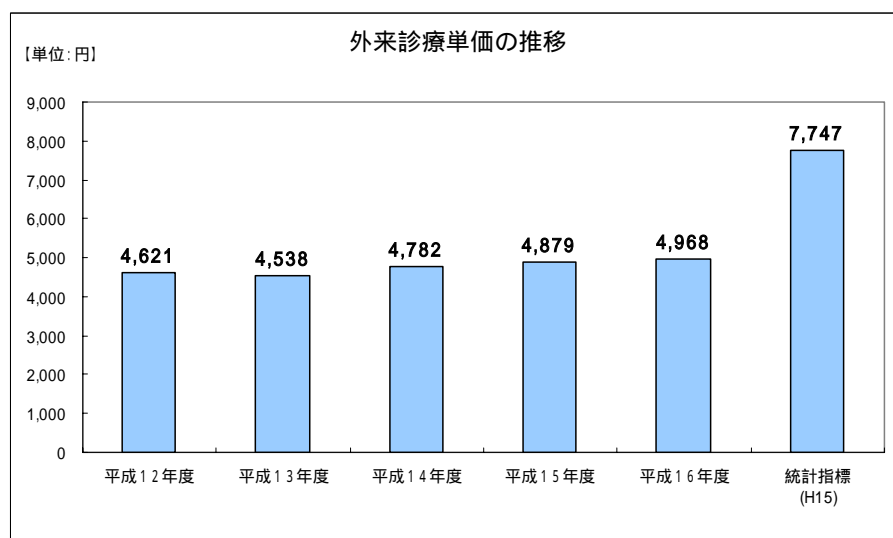
統計指標(平成15年度地方公営企業年鑑:一般病床100床以上200床未満)の26,277円と比較すると大きく下回っている。



(4) 外来診療単価の推移

患者一人あたりの外来診療単価は、平成14年度以降、若干の増加傾向にある。

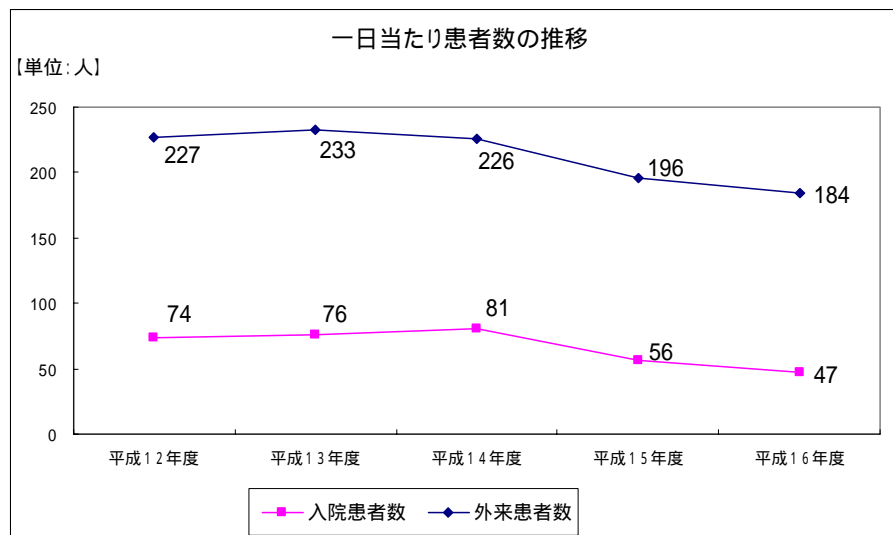
但し、統計指標(平成15年度地方公営企業年鑑:一般病床100床以上200床未満)の7,747円と比較すると大きく下回っている。



鹿島台町国保病院

(1) 患者数の推移

一日当たり患者数は、入院及び外来患者ともに減少傾向にあり、平成16年度で入院47人、外来184人となっている。

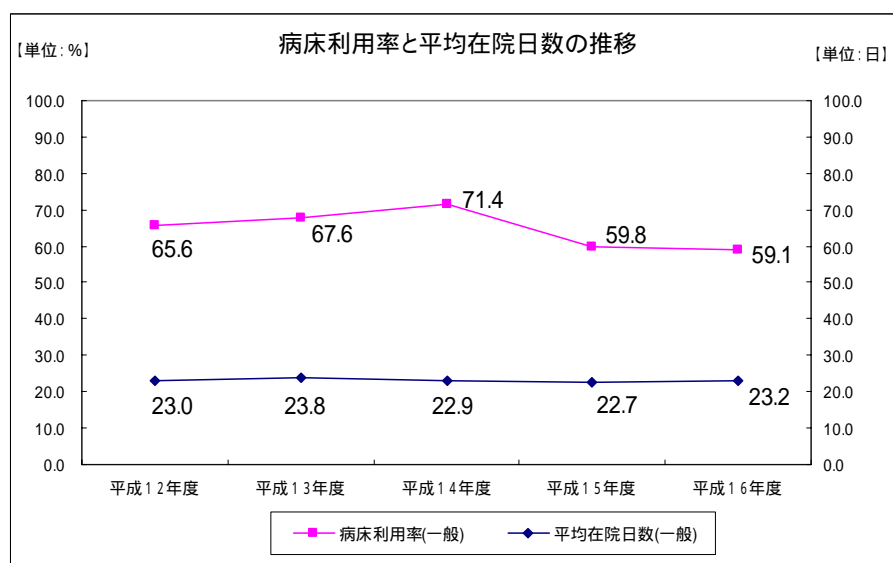


(2) 病床利用率と平均在院日数の推移

病床利用率は、平成15年度及び平成16年度は大幅に減少している。

また、統計指標(平成15年度地方公営企業年鑑：一般病床100床以上200床未満)の77.2%を大きく下回っている。

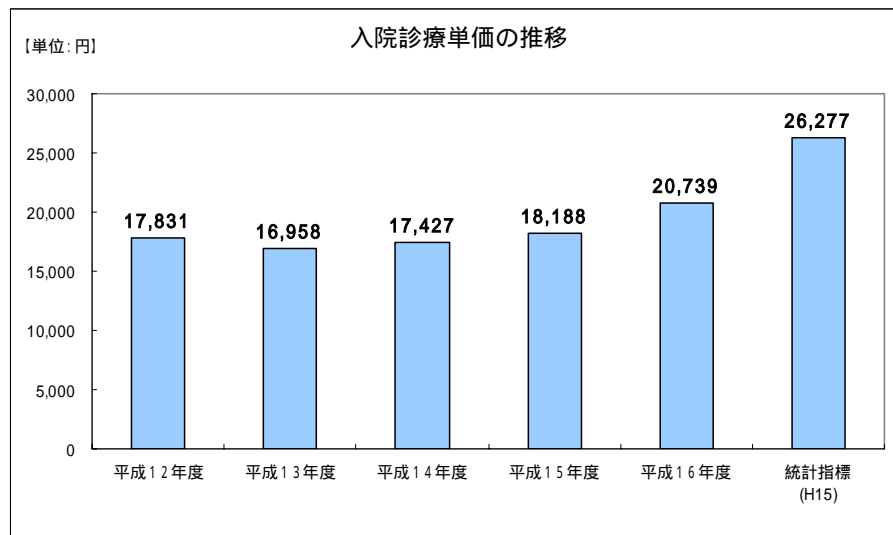
平均在院日数は、ほぼ同日数で推移している。また、統計指標(平成15年度地方公営企業年鑑：一般病床100床以上200床未満)の23.7日を下回っている。



(3) 入院診療単価の推移

患者一人あたりの入院診療単価は、平成13年度までは減少傾向にあったが、平成14年度以降は増加傾向にあり、平成16年度で20,739円となっている。

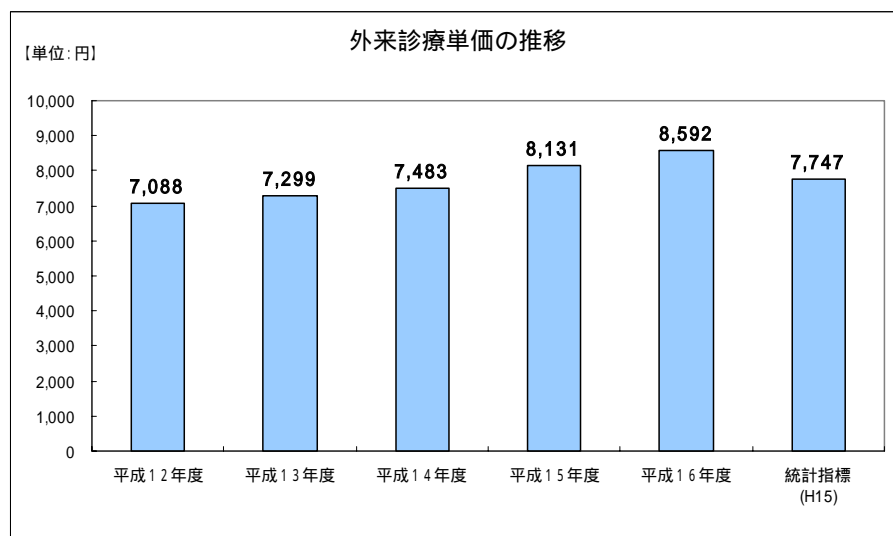
但し、統計指標(平成15年度地方公営企業年鑑：一般病床100床以上200床未満)の26,277円と比較すると大きく下回っている。



(4) 外来診療単価の推移

患者一人あたりの外来診療単価は、若干の増加傾向にあり、平成16年度で8,592円となっている。

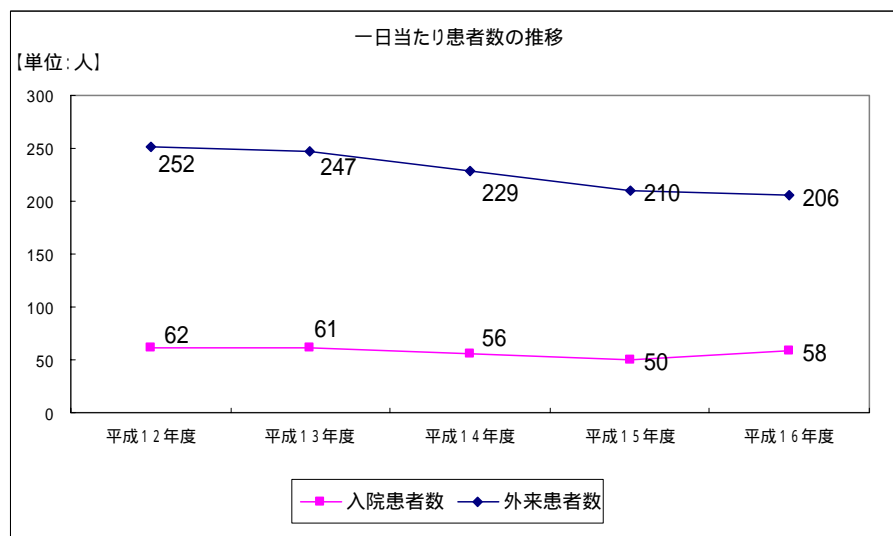
また、統計指標(平成15年度地方公営企業年鑑：一般病床100床以上200床未満)の7,747円を上回っている。



． 岩出山町民病院

(1) 患者数の推移

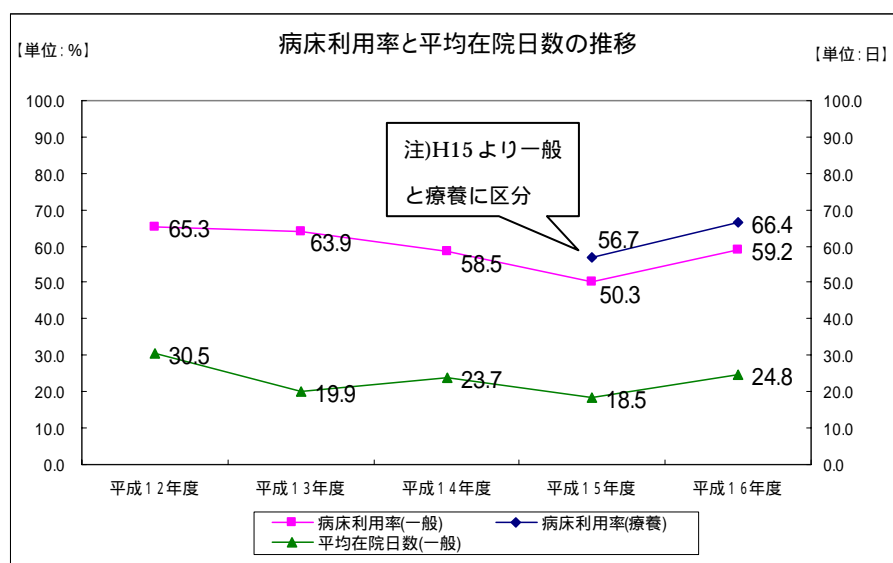
一日当たり患者数を入院・外来別にみると、入院患者はほぼ同数で推移している。
外来患者は減少傾向にあり、平成 16 年度で 206 人となっている。



(2) 病床利用率と平均在院日数の推移

病床利用率は、平成 16 年度が一般病床 59.2%、療養型病床 66.4%となっている。
また、統計指標（平成 15 年度地方公営企業年鑑：一般病床 50 床以上 100 床未満）
の一般病床 70.7%、療養型病床 79.8%をそれぞれ下回っている。

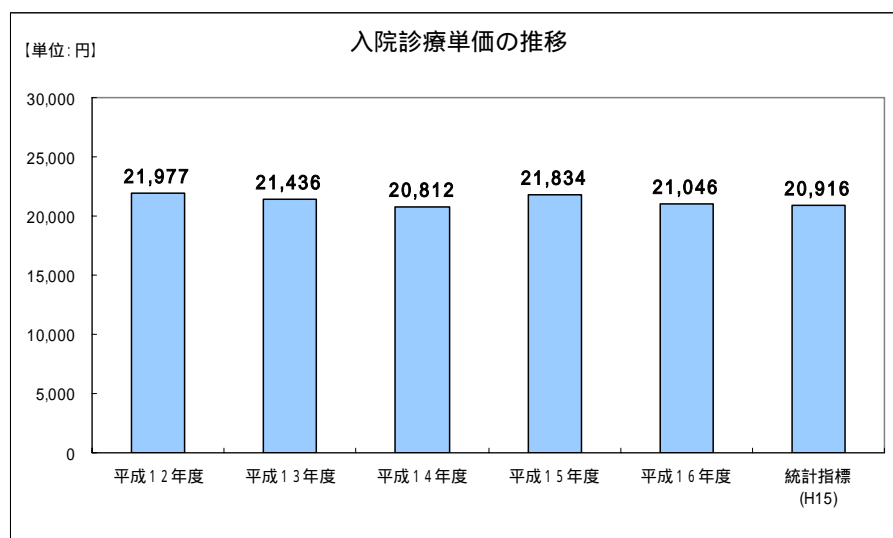
平均在院日数は、平成 16 年度で 24.8 日となっており、統計指標（平成 15 年度地方公営企業年鑑：一般病床 50 床以上 100 床未満）の 28.7 日を上回っている。



(3) 入院診療単価の推移

患者一人あたりの入院診療単価は、ほぼ同数で推移している。

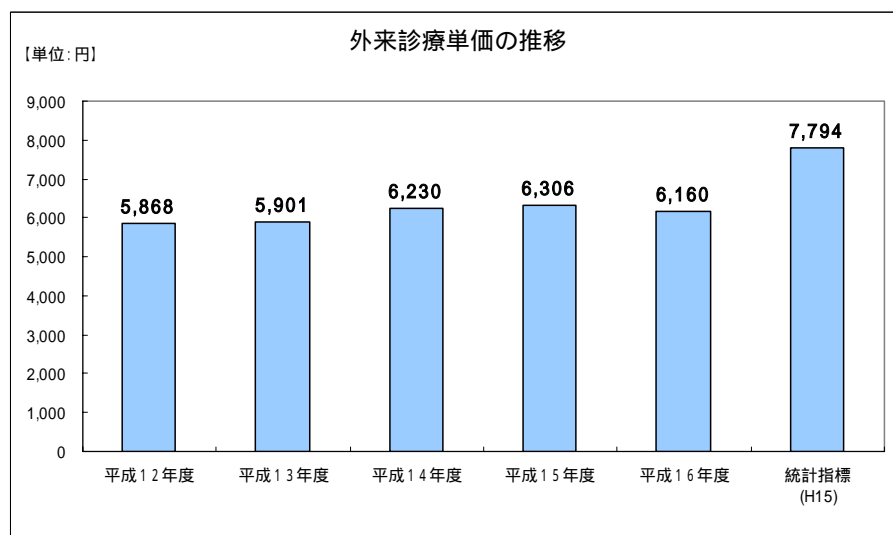
また、平成16年度は21,046円となっており、統計指標（平成15年度地方公営企業年鑑：一般病床50床以上100床未満）の20,916円を上回っている。



(4) 外来診療単価の推移

患者一人あたりの外来診療単価は、平成15年度までは増加傾向にあったが、平成16年度は6,160円と若干減少している。

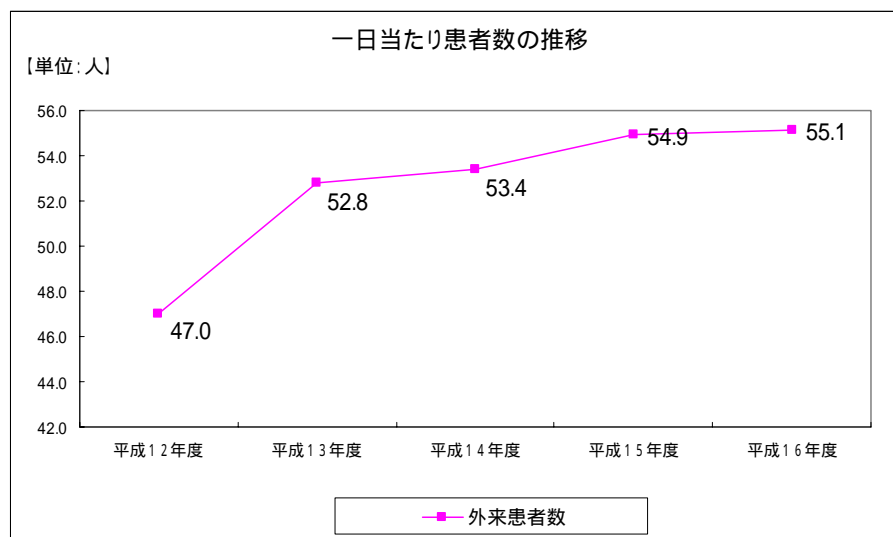
また、統計指標（平成13年度地方公営企業年鑑：一般病床50床以上100床未満）の7,794円と比べ大きく下回っている。



． 田尻町国保診療所

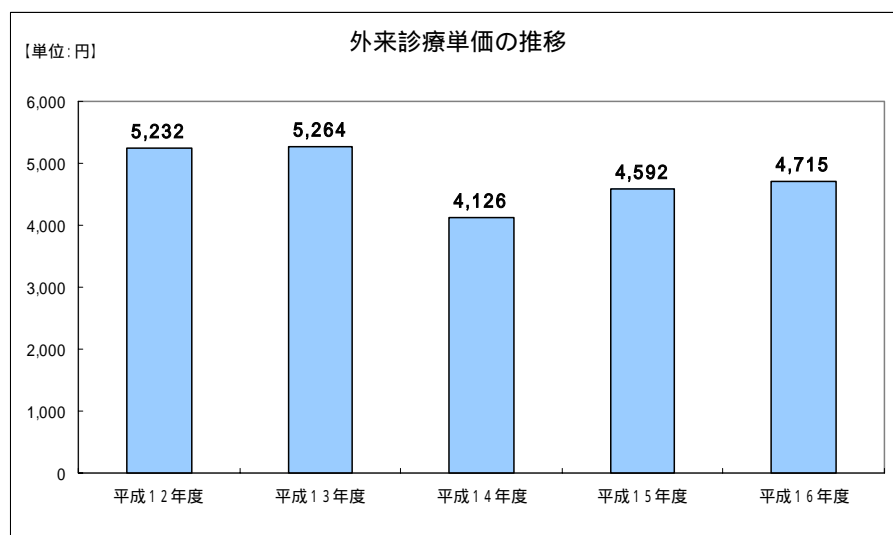
(1) 患者数の推移

一日当たり外来患者数は、平成 16 年度が 55.1 人となっており、過去 5 年の推移をみると増加傾向にある。



(2) 外来診療単価の推移

患者一人あたりの外来診療単価は、平成 14 年度が 4,126 円と最も低くなっているが、平成 16 年度で 4,715 円と若干良化傾向にある。



(事例) 古川市立病院の理念と基本方針

理念

生命の尊重と人間愛を基本とし

1. 患者様にやさしい医療
1. 患者様に信頼される医療
1. 患者様に質の高い医療
1. 地域に貢献する医療

を提供します。

基本方針

1. 患者様が安心できる病院づくり
古川市立病院は、患者様が自ら医療に参加し安心して医療を受けられる環境の構築に努めなければならない。
2. 機能が充実された病院づくり
古川市立病院は、地域住民の求める高度医療・災害医療・救急医療などに継続的かつ的確に対応するため、医療機能の充実強化に努めなければならない。
3. 経営が健全である病院づくり
古川市立病院は、地域の中核的自治体病院として公共性と経済性を発揮し、公営企業体としての経営の健全化に努めなければならない。
4. 質の高い病院づくり
古川市立病院は、職員の相互理解と協調をはかり、医療従事者として誇りと自覚を持って、医療の質の向上に努めなければならない。
5. 地域が求める病院づくり
古川市立病院は、地域住民の生命と健康を守るため、医療連携のもと住民の医療と保健の向上に努めなければならない。
6. 地域に開かれた病院づくり
古川市立病院は、教育研修施設として広く門戸を開き、地域の医療水準の向上に努めなければならない。

患者様の権利と責任

1. 患者様には、平等かつ公平に医療を受ける権利があります。
1. 患者様には、診断・治療・予後について説明を受ける権利があります。
1. 患者様には、治療法を選択し、同意の上で医療を受ける権利があります。
1. 患者様には、プライバシーを尊重される権利があります。
1. 患者様には、疾病を克服するために、私たち医療従事者と協力する責任があります。

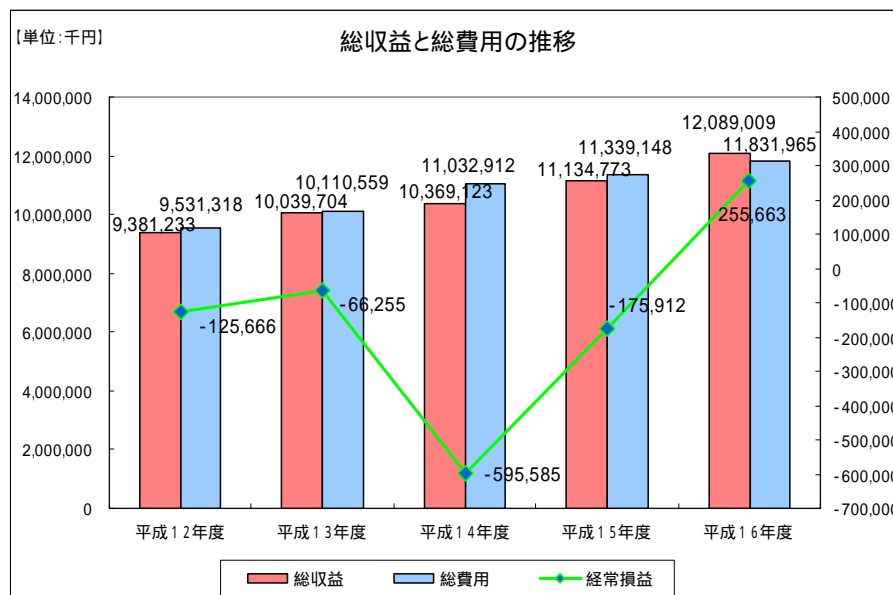
4 病院・1 診療所における経営状況

期間：平成 12 年度～平成 16 年度

古川市立病院

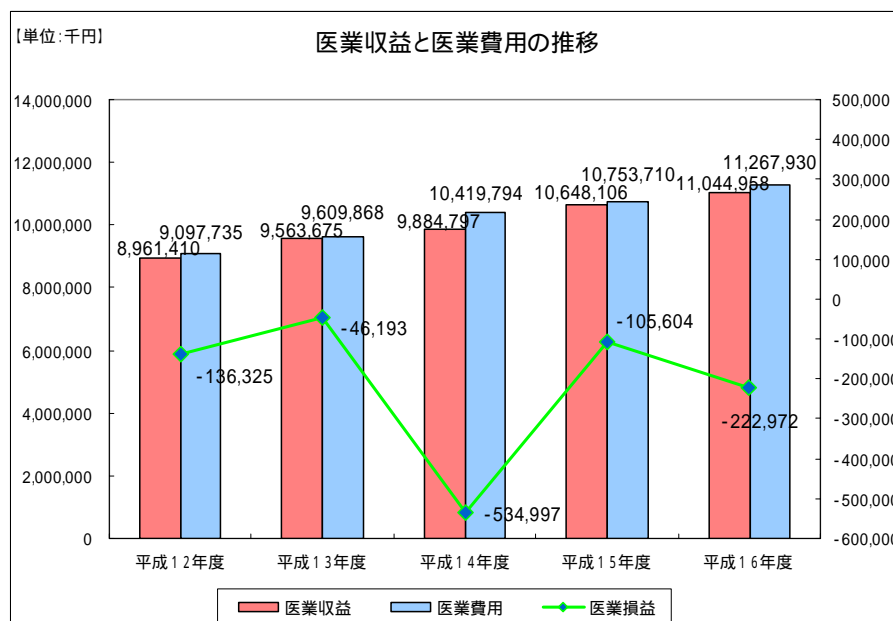
(1) 総収益と総費用の推移 平成16年度は決算見込額(以下同)

総収益及び総費用ともに増加傾向にあるが、平成16年度は総収益が総費用を上回り、さらに経常利益が255,663千円と黒字経営に移行している。



(2) 医業収益と医業費用の推移

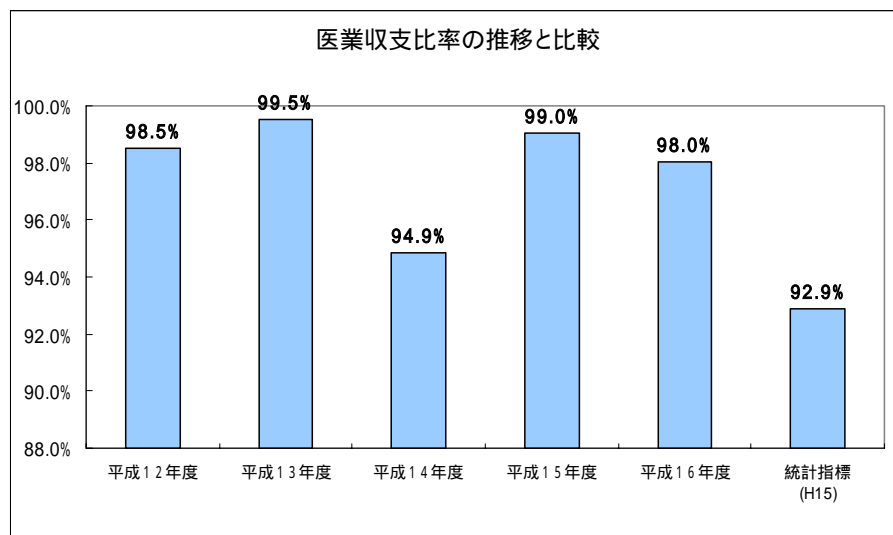
医業収益及び医業費用ともに増加傾向にあり、平成16年度の医業損失が-222,972千円となっている。



(3) 医業収支比率及び医業収益に対する費用比率の推移と比較

1) 医業収支比率の推移と比較

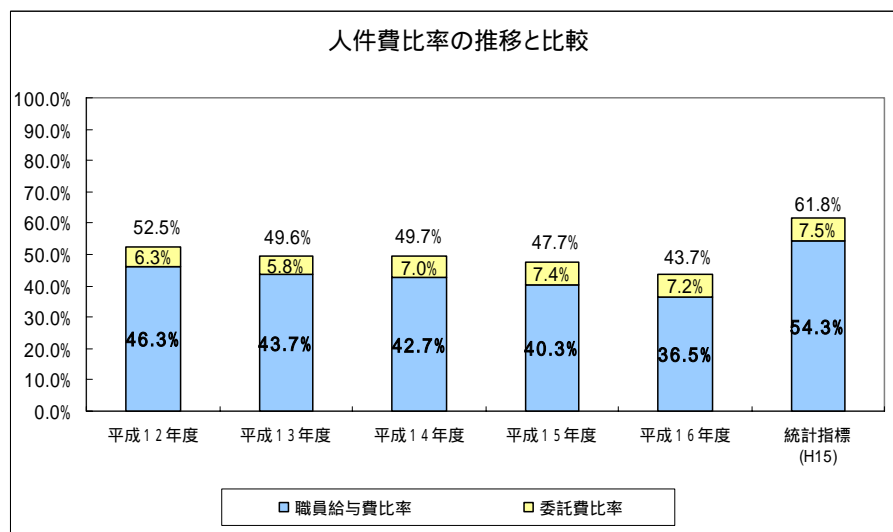
医業収支比率は、平成14年度は94.9%と前年と比べ、約4.6ポイントの減少がみられたが、平成15年度99.0%、平成16年度98.0%と、統計指標(平成15年度地方公営企業年鑑：一般病床400床以上500床未満)の92.9%は上回っており、高い水準にあるといえる。



2) 人件費比率の推移と比較

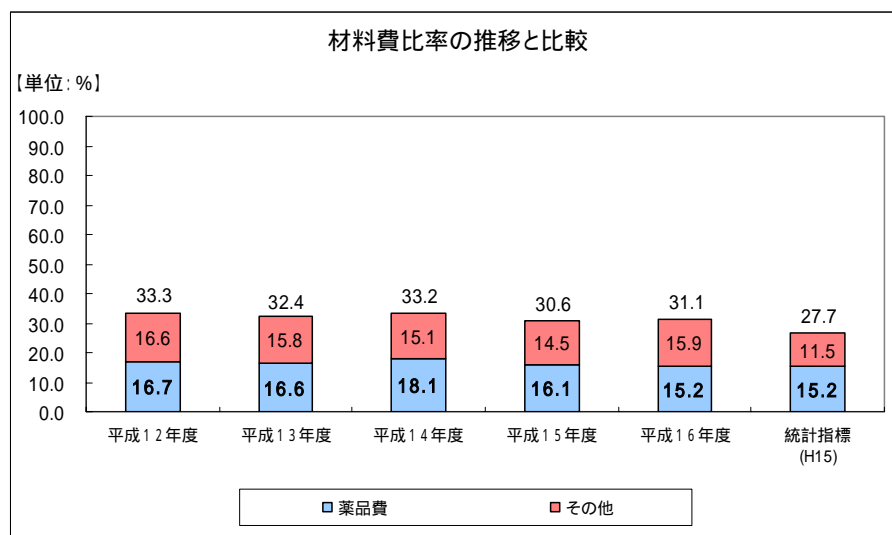
人件費比率は、平成12年度の52.5%に対し、平成16年度43.7%と過去5年間で約8.8ポイントも減少している。

また、統計指標(平成15年度地方公営企業年鑑：一般病床400床以上500床未満)の61.8%を大きく下回っており、経営的にみて、きわめて良好な状態であるといえる。



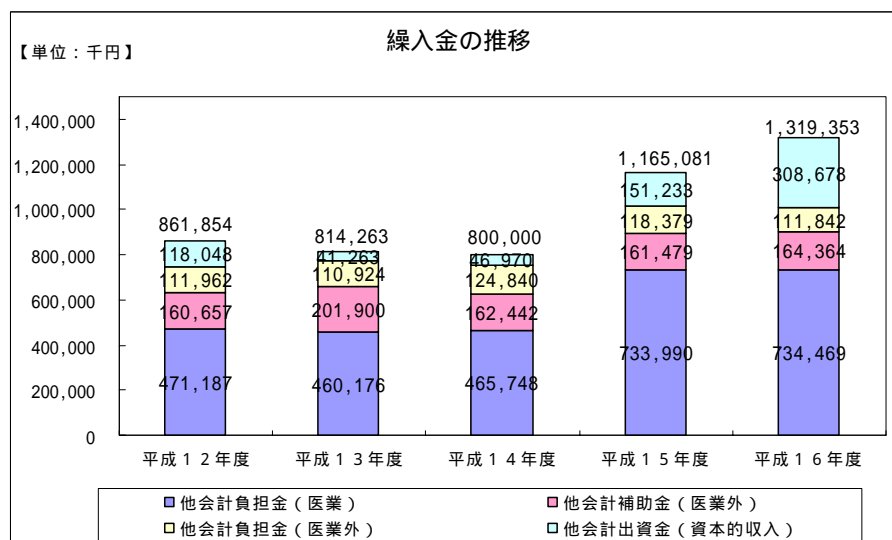
3) 材料費比率の推移と比較

材料費比率は、ほぼ同割合で推移し、大幅な増減はみられないが、統計指標（平成15年度地方公営企業年鑑：一般病床400床以上500床未満）の27.7%と比較すると、高い状態となっている。



(4) 繰入金の推移

繰入金（資本的収入含む）は、平成15年度以降増加傾向にあり、平成16年度は合計で1,319,353千円となっている。

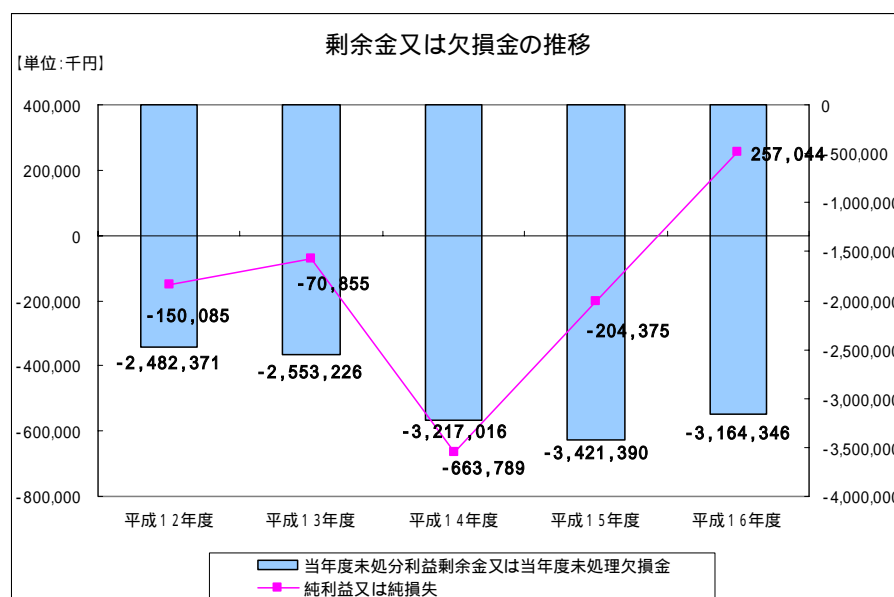


(5) 剰余金又は欠損金の推移

剰余金又は欠損金については、平成15年度までは累積欠損金が増加傾向にあったが、平成16年度で3,164,346千円と若干減少している。

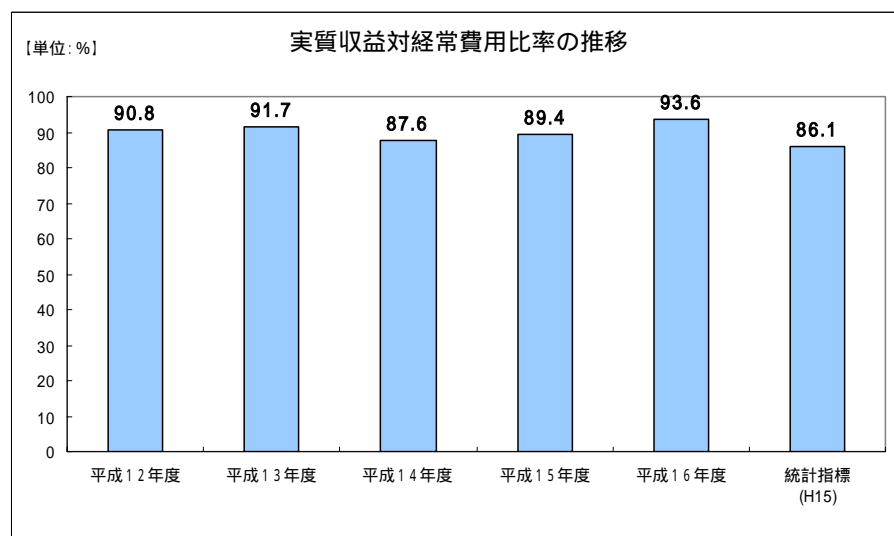
平成14年度の純損失が-663,789千円と前年度に比べて大幅な増加を示しているが、これは、南病棟建設により減価償却費等が増加した影響によるものである。

平成16年度より純損失が黒字転換したことから、この後さらなる経営努力を継続することで累積欠損金の減少が期待できる。



(6) 実質収益対経常費用比率の推移 (経常利益 - 他会計繰入金) / 経常費用 × 100

実質収益対経常費用比率については、平成16年度が93.6%となっており、さらに統計指標(平成15年度地方公営企業年鑑:一般病床400床以上500床未満)の86.1%に比べ上回っている。

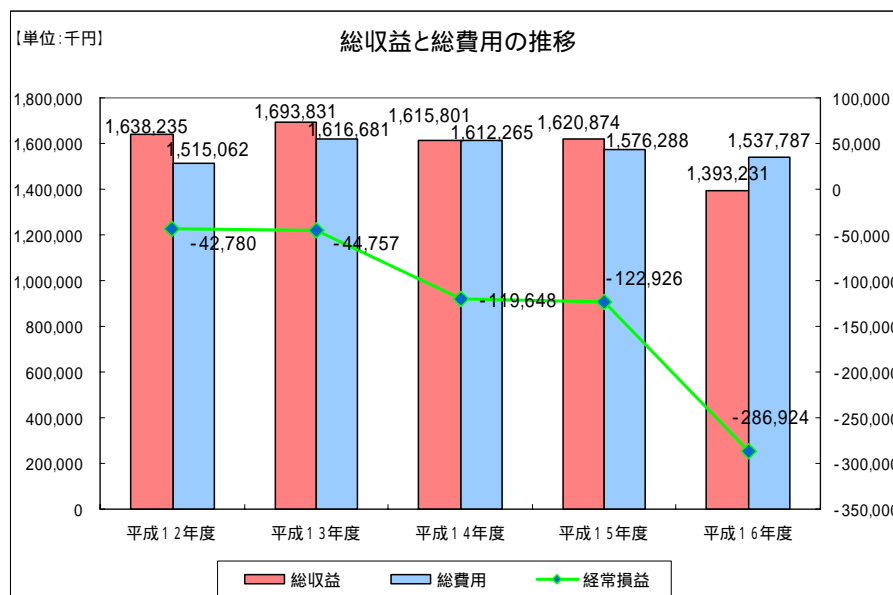


注) この数値は、本院と救命救急センターの合算値である。

・ 町立鳴子温泉病院

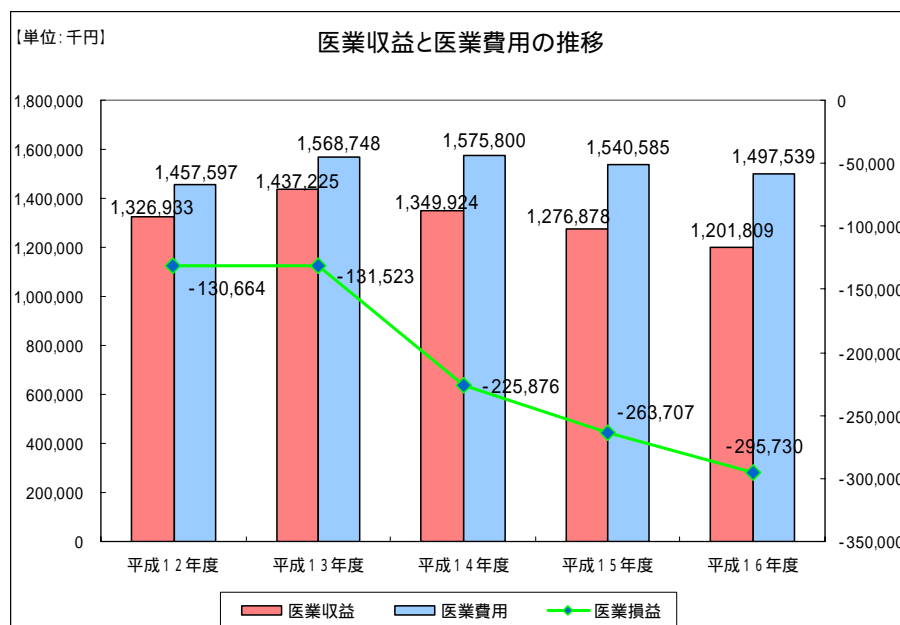
(1) 総収益と総費用の推移 平成 16 年度は決算見込額(以下同)

総収益及び総費用については、平成 15 年度までは総収益が総費用を上回っていたが、平成 16 年度に総費用が総収益を上回り、赤字経営となっている。



(2) 医業収益と医業費用の推移

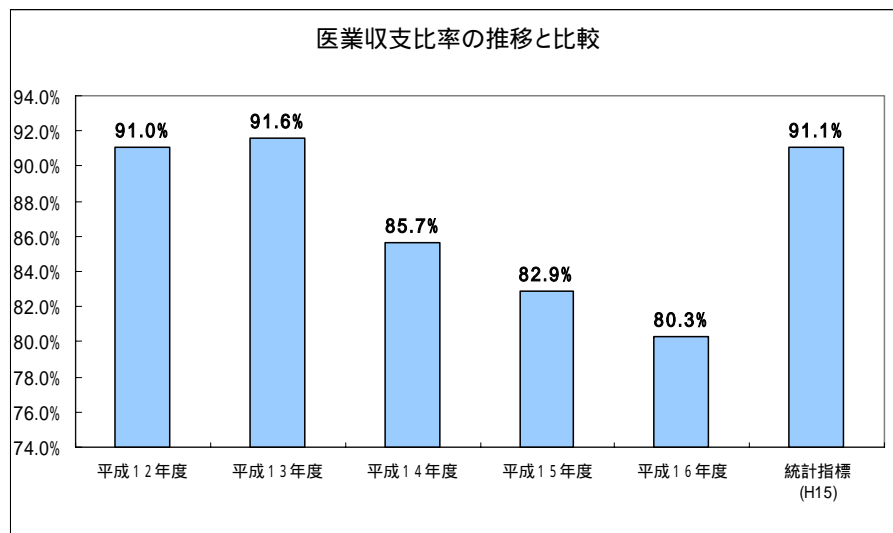
平成 14 年度より医業損失が増加しており、平成 16 年度で -295,730 千円となっている。



(3) 医業収支比率及び医業収益に対する費用比率の推移と比較

1) 医業収支比率の推移と比較

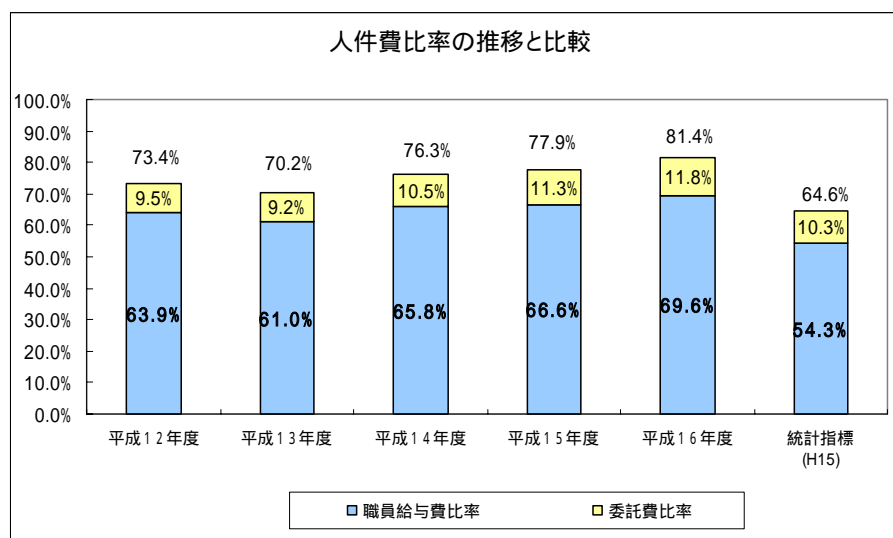
医業収支比率は、平成13年度までは増加傾向にあったが、平成14年度以降は減少傾向にあり、平成16年度は80.3%と前年度より約2.6ポイントの減少がみられる。また、統計指標（平成15年度地方公営企業年鑑：一般病床100床以上200床未満）の91.1%を大幅に下回っている。



2) 人件費比率の推移と比較

人件費比率は、平成13年度までは減少傾向にあったが、平成14年度以降は増加傾向にあり、平成16年度で69.6%となっている。

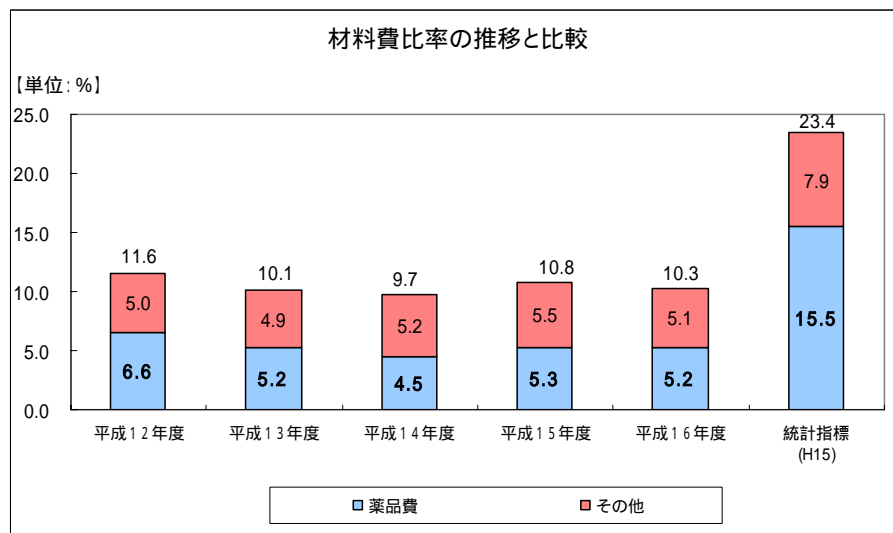
また、統計指標（平成15年度地方公営企業年鑑：一般病床100床以上200床未満）の54.3%を大幅に上回っている。



3) 材料費比率の推移と比較

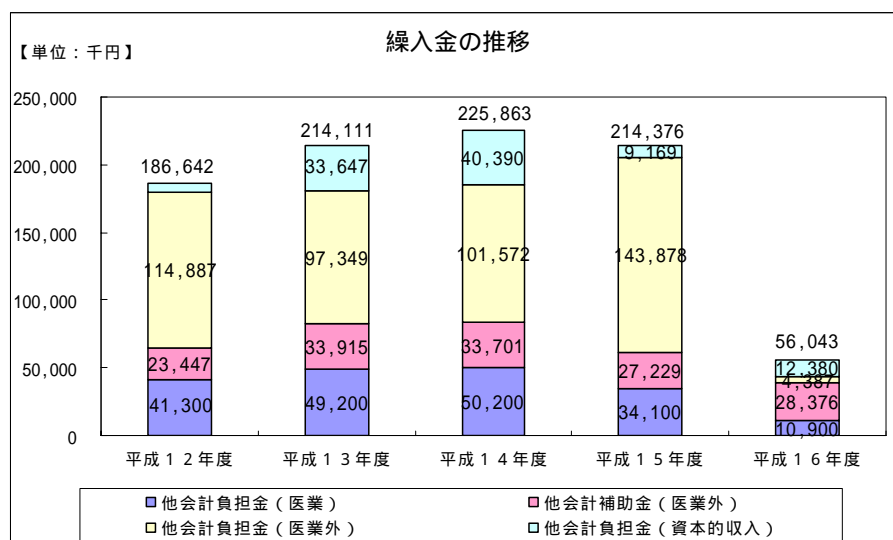
材料費比率は、平成16年度で10.3となっており、ほぼ並行に推移している。

また、統計指標（平成13年度地方公営企業年鑑：一般病床100床以上200床未満）の23.4と比較すると、大きく下回っている。



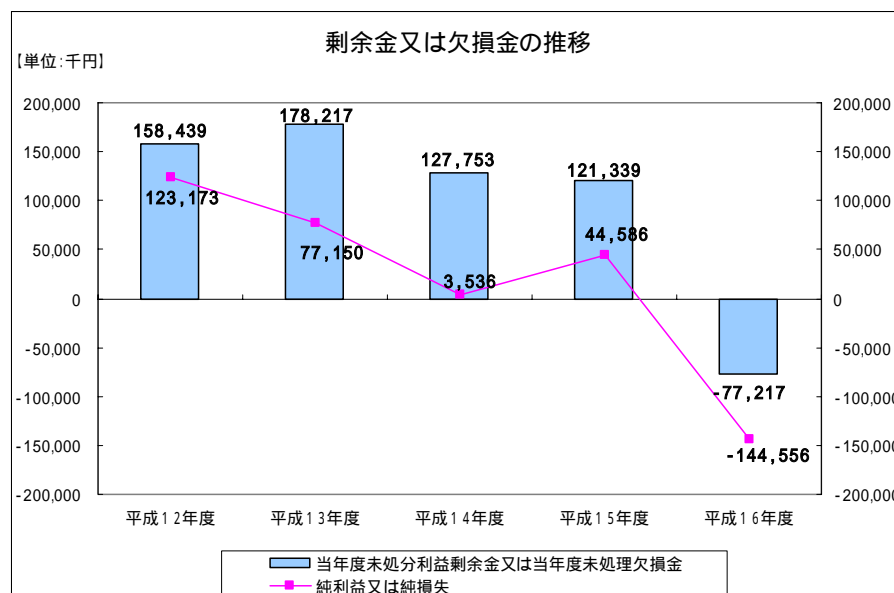
(4) 繰入金の推移

繰入金（資本的収入含む）は、平成16年度が56,043千円となっており、前年度以前に比べ大幅に減少している。



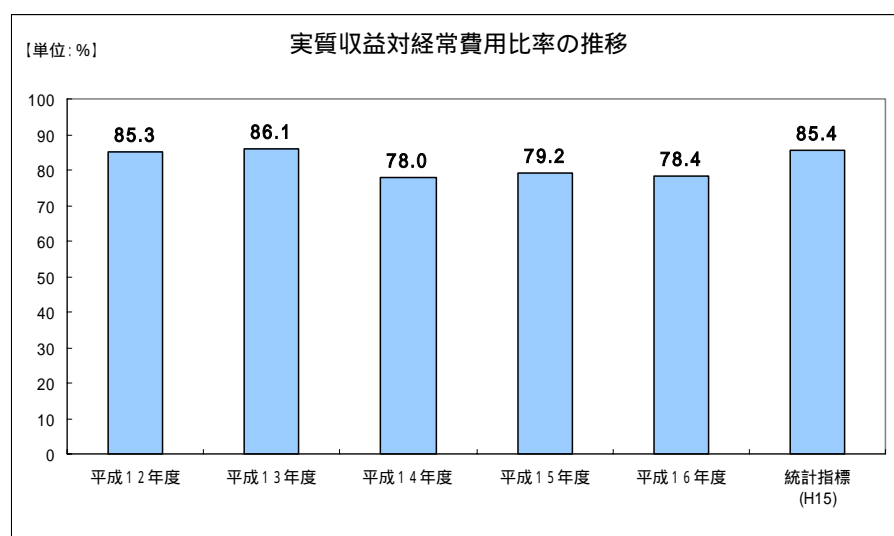
(5) 剰余金又は欠損金の推移

剰余金又は欠損金については、平成15年度までは剰余金が121,339千円と4病院で唯一の黒字経営であったが、平成16年度の欠損金が-77,217千円(純損益-144,556千円)となっており、赤字経営に移行している。



(6) 実質収益対経常費用比率の推移 $(\text{経常利益} - \text{他会計繰入金}) / \text{経常費用} \times 100$

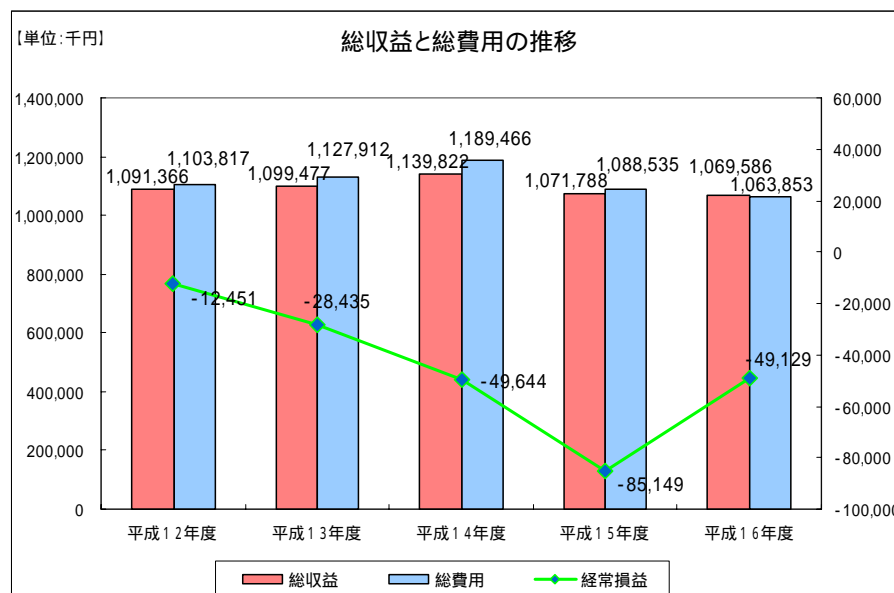
実質収益対経常費用比率については、平成16年度が78.4%となっており、平成14年度から80%を下回っている。さらに統計指標(平成15年度地方公営企業年鑑:一般病床100床以上200床未満)の85.4%に比べ下回っている。



鹿島台町国保病院

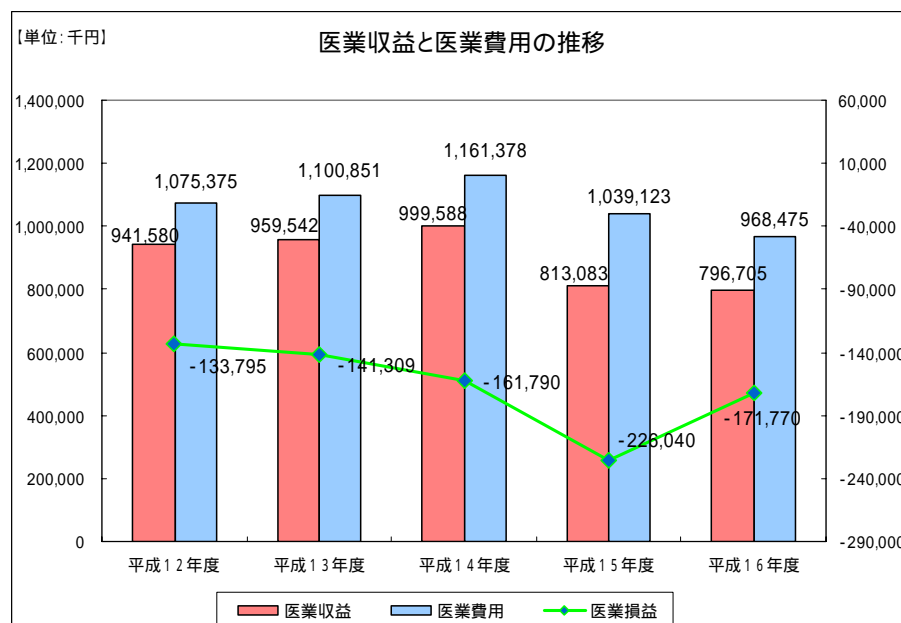
(1) 総収益と総費用の推移

総収益及び総費用については、平成15年度まで総費用が総収益を上回っていたが、平成16年度より総収益が総費用を上回り、黒字転換となっている。



(2) 医業収益と医業費用の推移

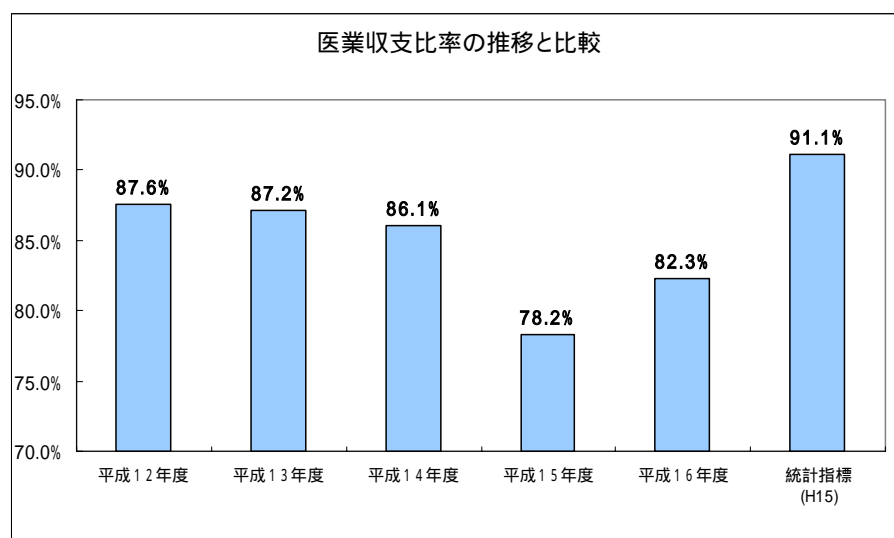
医業費用の増加率が医業収益の増加率を上回っているため、平成15年度までは医業損失が増加傾向にあったが、平成16年度に若干良化している。



(3) 医業収支比率及び医業収益に対する費用比率の推移と比較

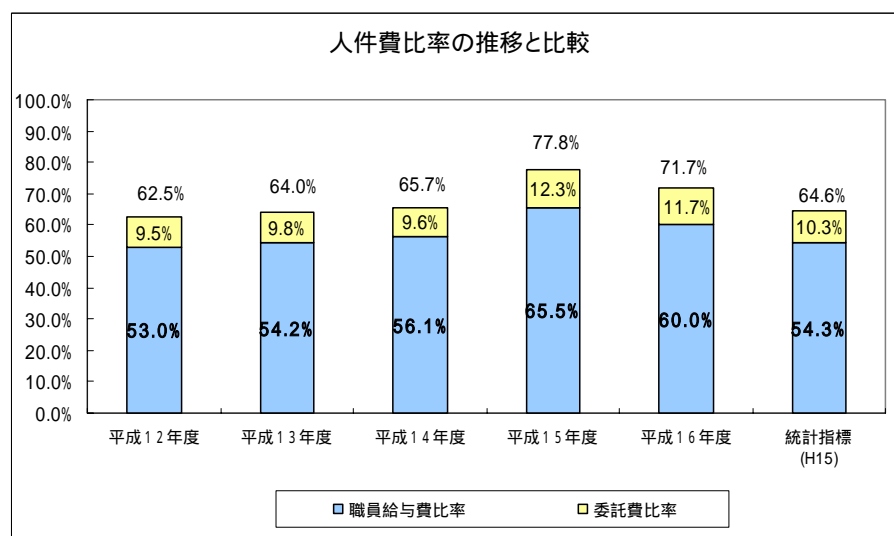
1) 医業収支比率の推移と比較

医業収支比率は、平成16年度が82.3%と若干良化しているが、統計指標（平成15年度地方公営企業年鑑：一般病床100床以上200床未満）の91.1%を大幅に下回っている。



2) 人件費比率の推移と比較

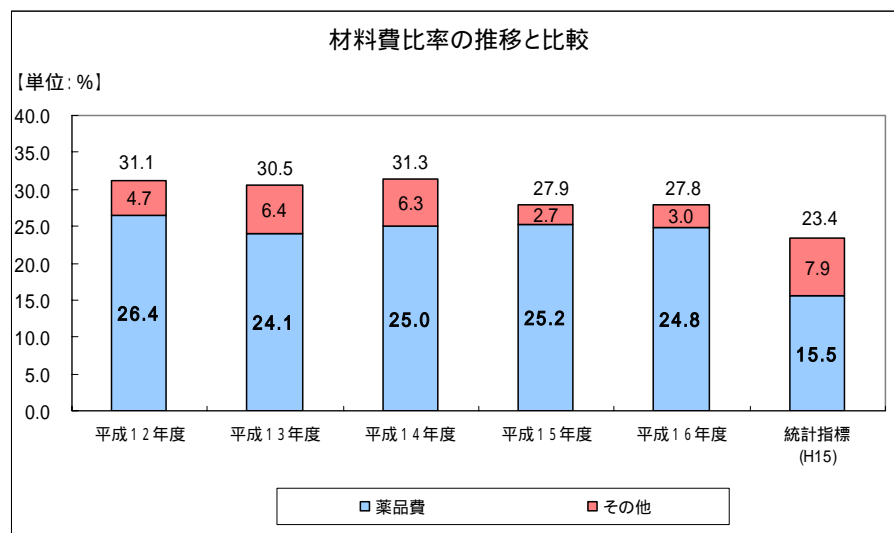
人件費比率は、平成15年度が65.5%と増加傾向にあったが、平成16年度が60.0%と若干減少している。但し、統計指標（平成15年度地方公営企業年鑑：一般病床100床以上200床未満）の54.3%を上回っている。



3) 材料費比率の推移と比較

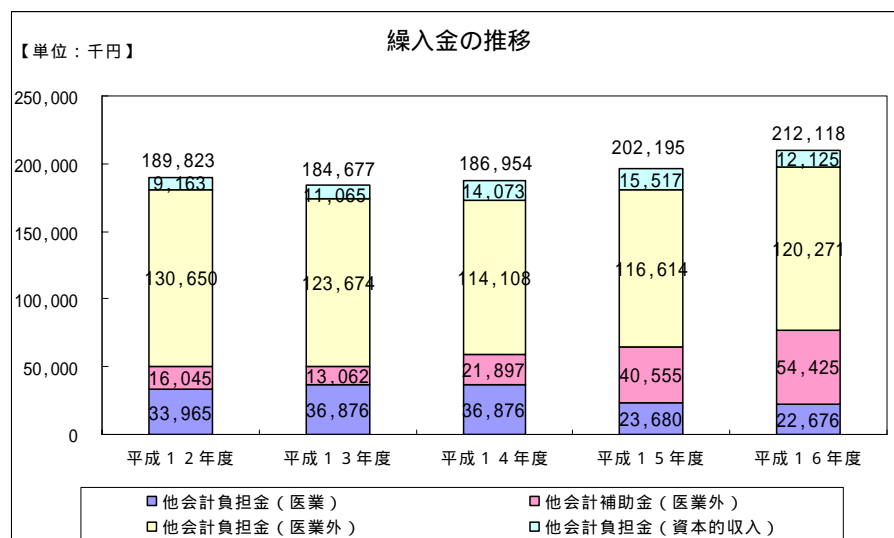
材料費比率は、平成14年度より若干の減少傾向にある。また、約25.0%を薬品費が占めているが、これは院外処方未実施のためである。

さらに、統計指標（平成15年度地方公営企業年鑑：一般病床100床以上200床未満）の23.4%を上回っている。



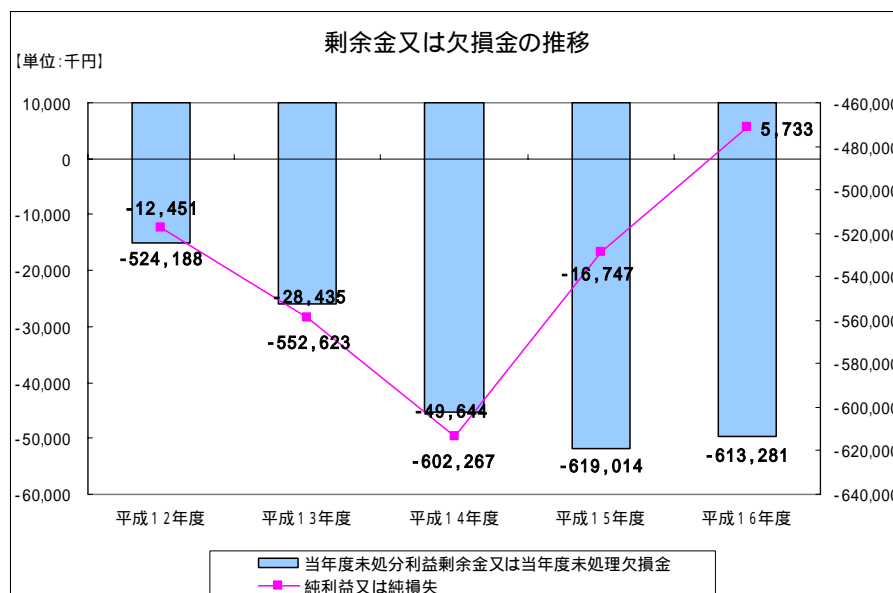
(4) 繰入金の推移

繰入金（資本的収入含む）は、平成13年度より増加傾向にあり、平成16年度で212,118千円となっている。



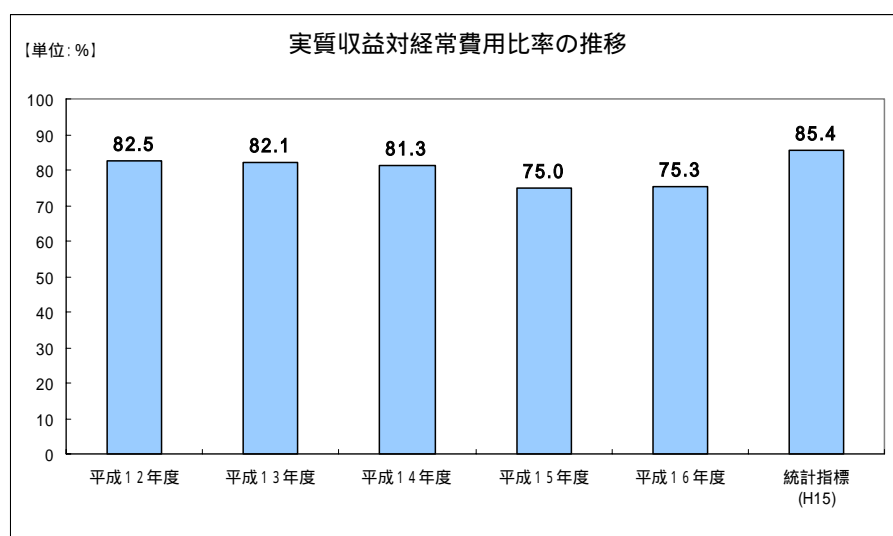
(5) 剰余金又は欠損金の推移

剰余金又は欠損金については、平成15年度の累積欠損金が-619,014千円であったが、平成16年度の純利益が5,733千円と黒字転換していることから、-613,281千円と若干良化している。



(6) 実質収益対経常費用比率の推移 $(\text{経常利益} - \text{他会計繰入金}) / \text{経常費用} \times 100$

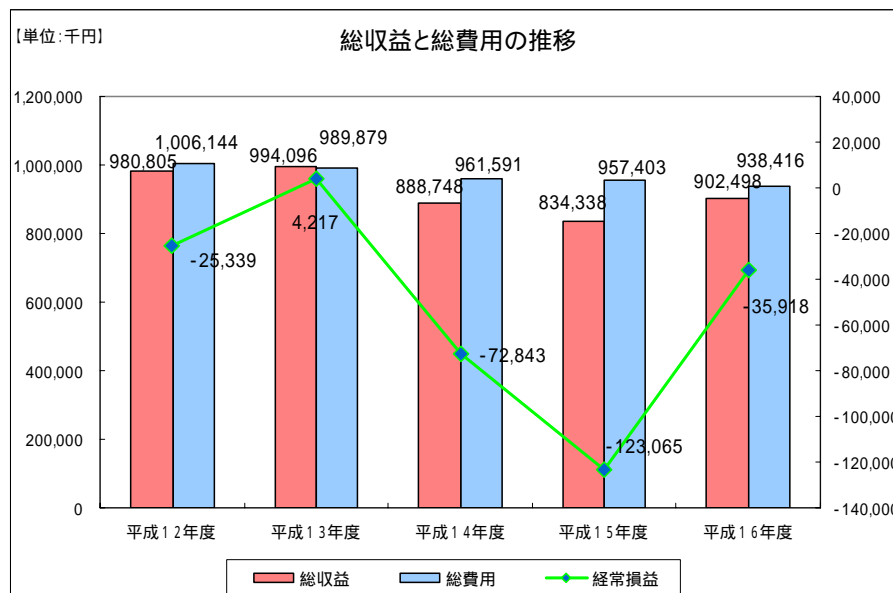
実質収益対経常費用比率については、平成16年度が75.3%となっており、平成15年度から80%を下回っている。さらに統計指標(平成15年度地方公営企業年鑑:一般病床100床以上200床未満)の85.4%に比べ下回っている。



・ 岩出山町民病院

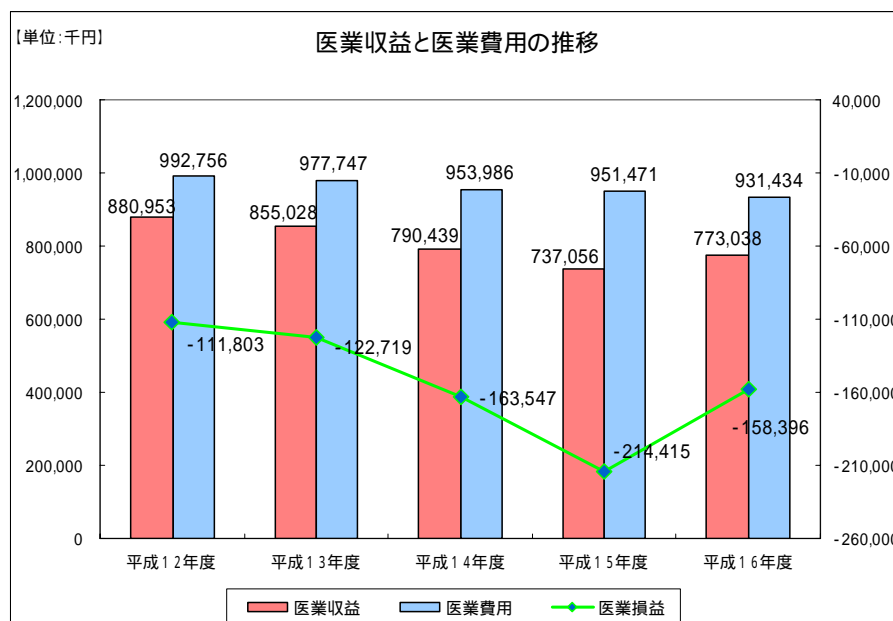
(1) 総収益と総費用の推移 平成 16 年度は決算見込額(以下同)

総収益及び総費用、経常損益については、平成 12 年度～平成 15 年度において減少傾向にあったが、平成 16 年度に若干良化している。



(2) 医業収支比率及び医業収益と医業費用の推移

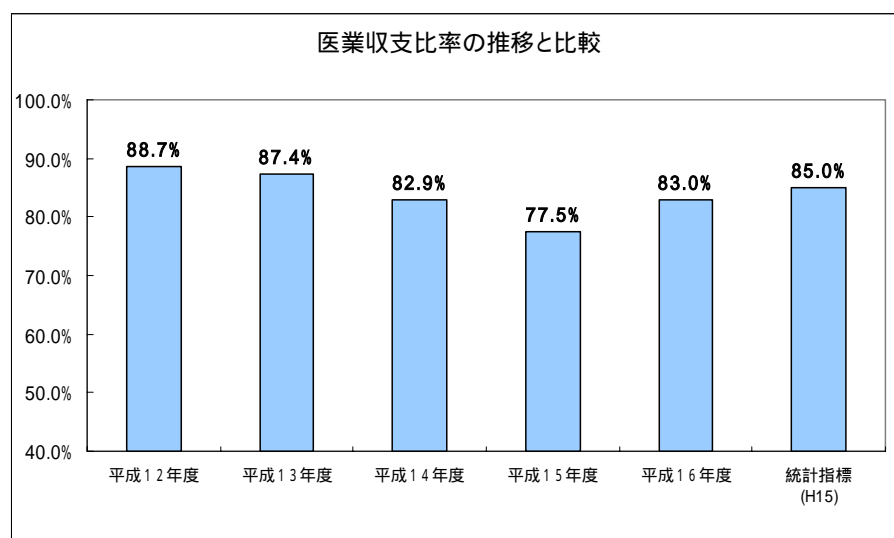
医業損益については、前項同様に平成 12 年度～平成 15 年度において減少傾向にあったが、平成 16 年度に若干良化している。



(3) 医業収支比率及び医業収益に対する費用比率の推移と比較

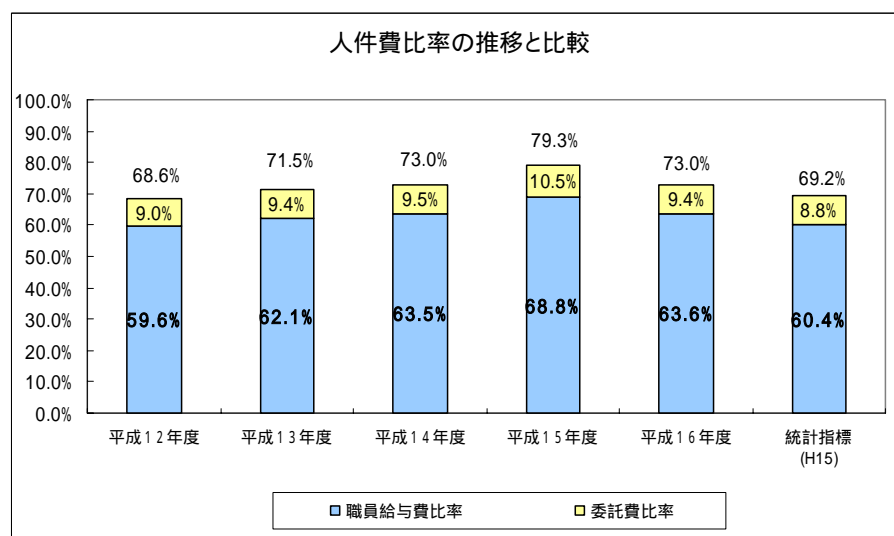
1) 医業収支比率の推移と比較

医業収支比率は、平成12年度より悪化傾向にあったが、平成16年度に若干良化している。但し、統計指標（平成15年度地方公営企業年鑑：一般病床50床以上100床未満）の85.0%を下回っている。



2) 人件費比率の推移と比較

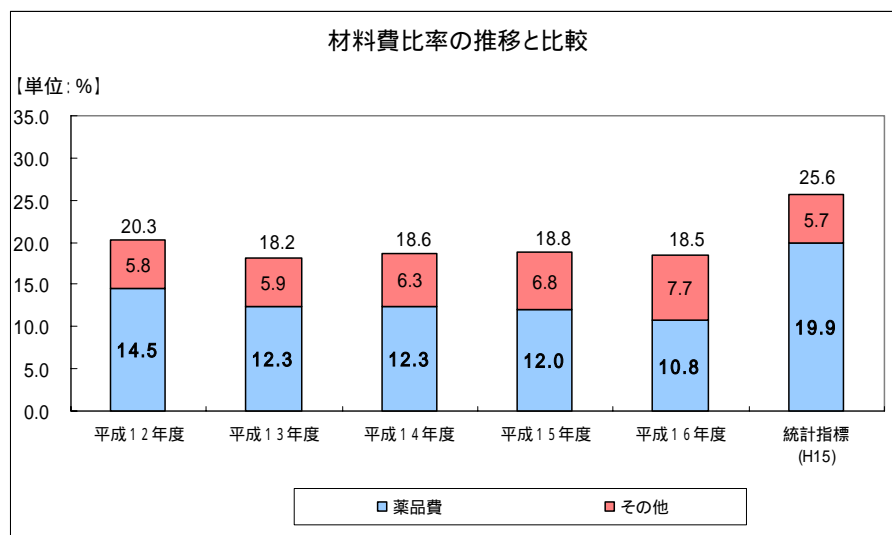
人件費比率は、平成15年度が68.8%と最も高い値を示しており、平成16年度で63.6%と若干良化しているが、統計指数（平成15年度地方公営企業年鑑：一般病床50床以上100床未満）の60.4%を上回っている。



3) 材料費比率の推移と比較

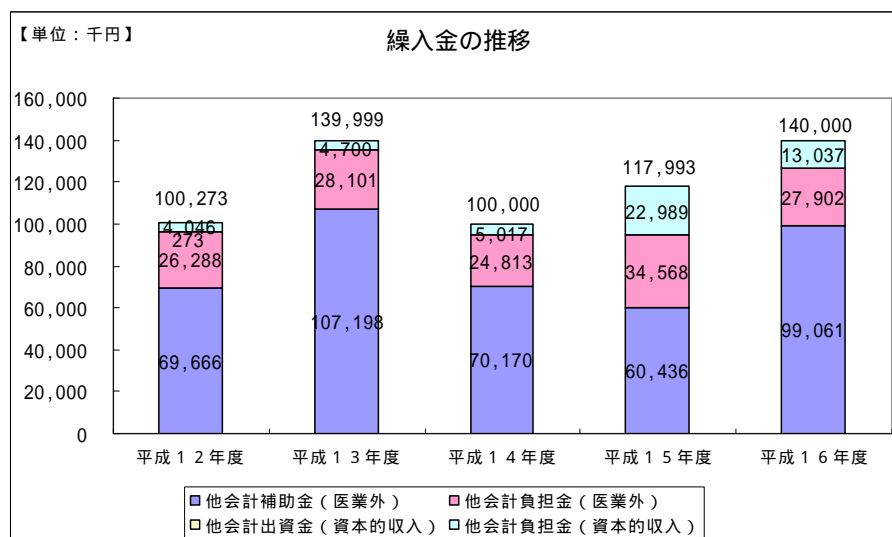
材料費比率は、平成12年度より、ほぼ同数で推移している。

また、統計指数（平成15年度地方公営企業年鑑：一般病床50床以上100床未満）の25.6%に比べ大きく下回っている。



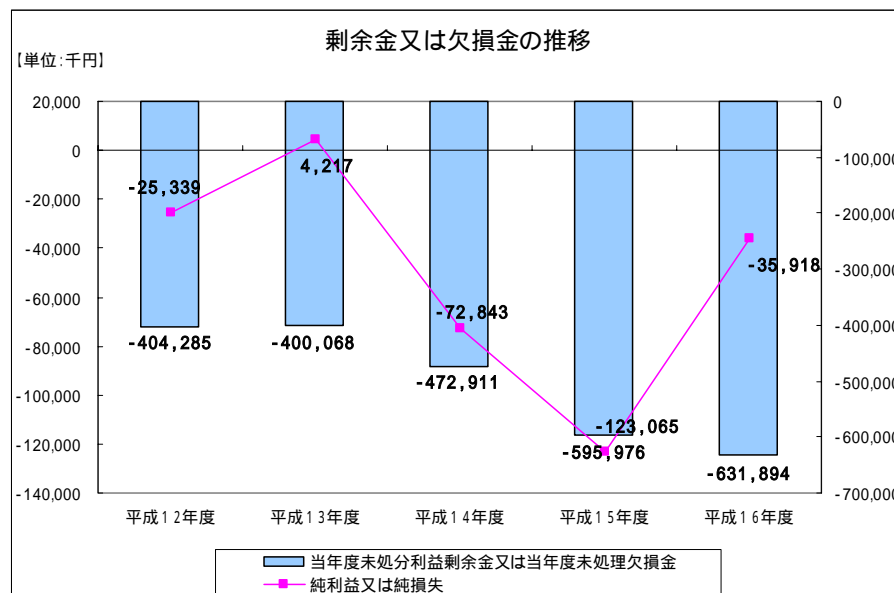
(4) 繰入金の推移

繰入金（資金的収入含む）は、平成16年度に140,000千円となっており、平成14年度以降は増加傾向にある。



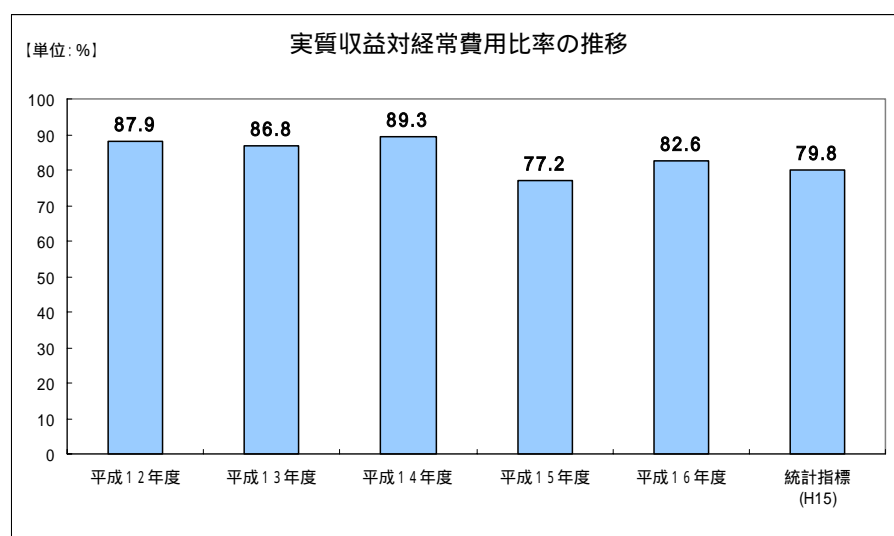
(5) 剰余金又は欠損金の推移

剰余金又は欠損金については、平成16年度の純損失が-35,918千円と前年度に比べると若干良化しているものの、累積欠損金は増加傾向にあり、631,894千円となっている。



(6) 実質収益対経常費用比率の推移 $(\text{経常利益} - \text{他会計繰入金}) / \text{経常費用} \times 100$

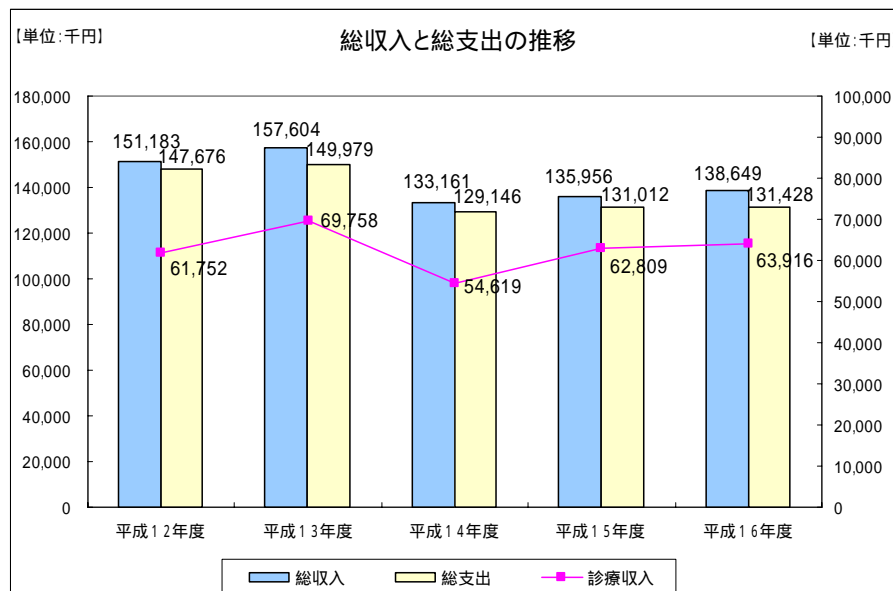
実質収益対経常費用比率については、平成15年度に77.2%と最も低い値を示していたが、平成16年度が82.6%と若干良化している。また、統計指標(平成15年度地方公営企業年鑑：一般病床50床以上100床未満)の79.8%を上回っている。



・ 田尻町国保診療所

(1) 総収益と総費用の推移 平成 16 年度は決算見込額(以下同)

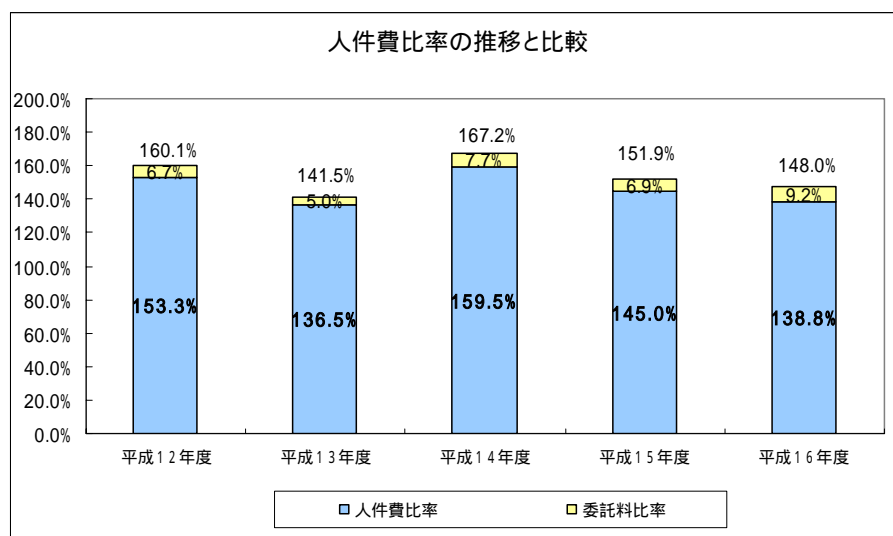
総収益及び総費用については、平成 14 年度より減少傾向にあるが、各年ともに黒字経営となっている。



(2) 診療収入に対する費用比率の推移

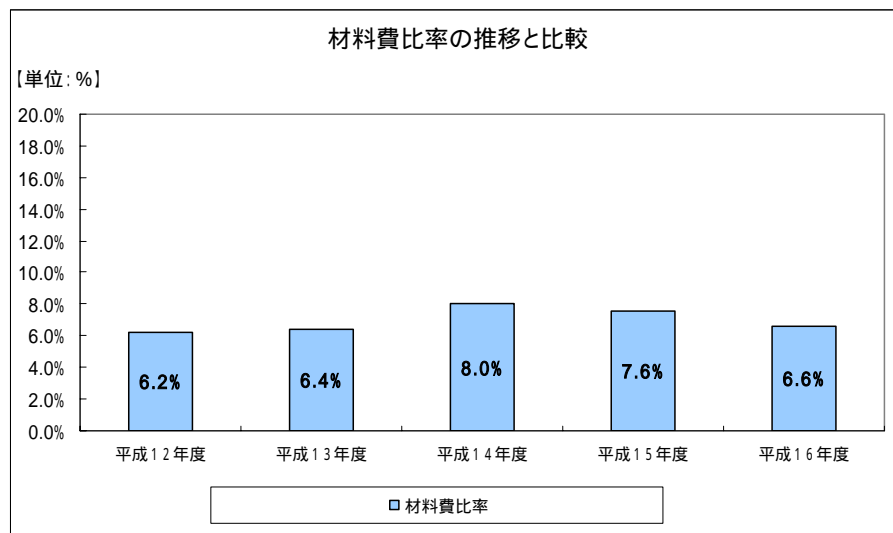
1) 人件費比率の推移

人件費比率は、平成 14 年度が 159.5%と最も高い値を示しており、平成 16 年度が 138.8%と若干改良しているものの、全体的にかなり高い値であるため、抜本的な経営計画の見直しが必要である。



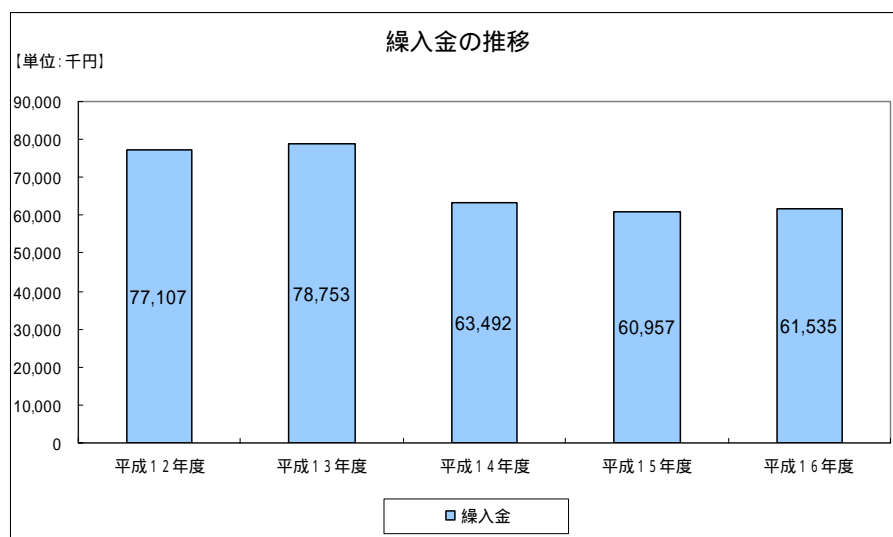
2) 材料費比率の推移

材料費比率は、平成 14 年度が 8.0%と最も高い値を示しているが、平成 16 年度で 6.6%と良貨傾向にある。



(3) 繰入金の推移

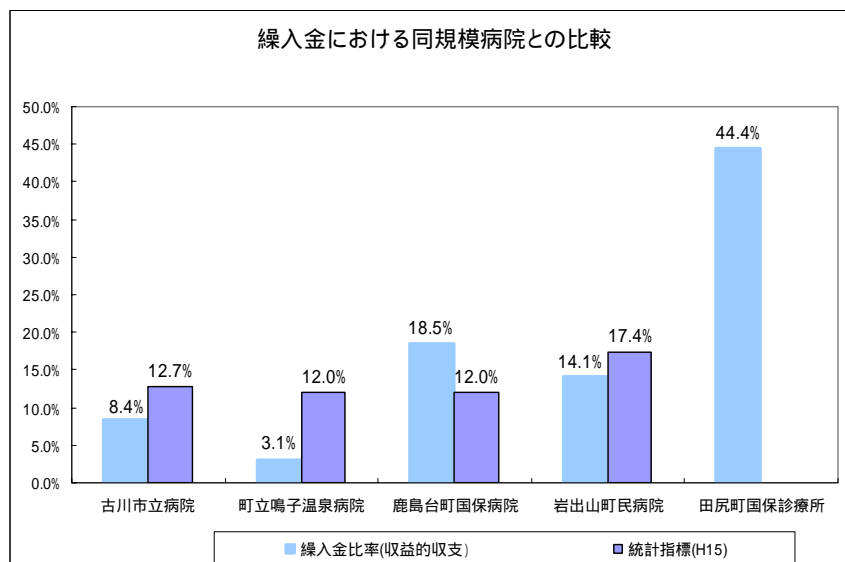
繰入金は、平成 14 年度が 78,753 千円と最も高くなっているが、平成 16 年度で 61,535 千円となっており、平成 14 年度以降は減少傾向にある。



4 病院及び 1 診療所全体の経営状況

(1) 繰入金の推移

繰入金比率を同規模病院と比較すると鹿島台町国保病院以外の3病院については、同規模病院の指標と比べ下回っている。(注：田尻町国保診療所は比較指標なし)



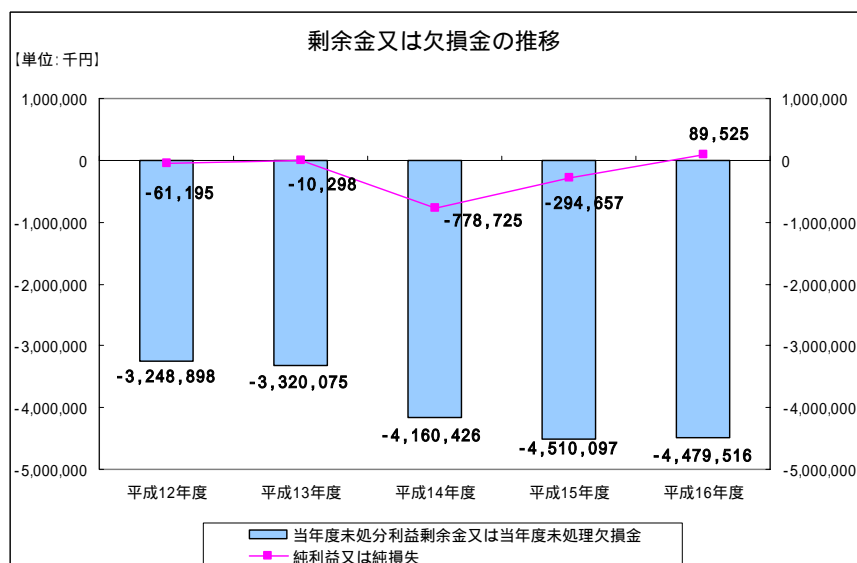
平成16年度実績値

[単位:千円]

	古川市立病院	町立鳴子温泉病院	鹿島台町国保病院	岩出山町民病院	田尻町国保診療所	4病院+1診療所合計
収益的収支	1,010,675	43,663	197,372	126,963	61,535	1,440,208
資本的収支	308,678	12,380	14,746	13,037	-	348,841
繰入金総額	1,319,353	56,043	212,118	140,000	61,535	1,789,049
繰入金比率(収益的収支)	8.4%	3.1%	18.5%	14.1%	44.4%	9.2%

(2) 剰余金又は欠損金の推移

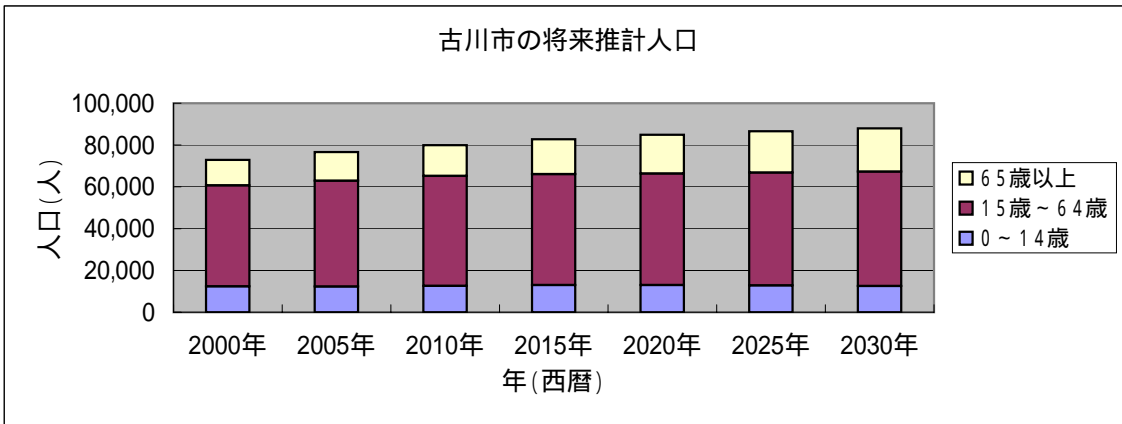
剰余金又は欠損金については、純損益が平成16年度で89,525千円と黒字を示しているものの、累積欠損金が4病院1診療所の合計で-4,479,516千円となっており、数年で解消するにはあまりにも大きな値といえる。



1市6町の将来推計人口

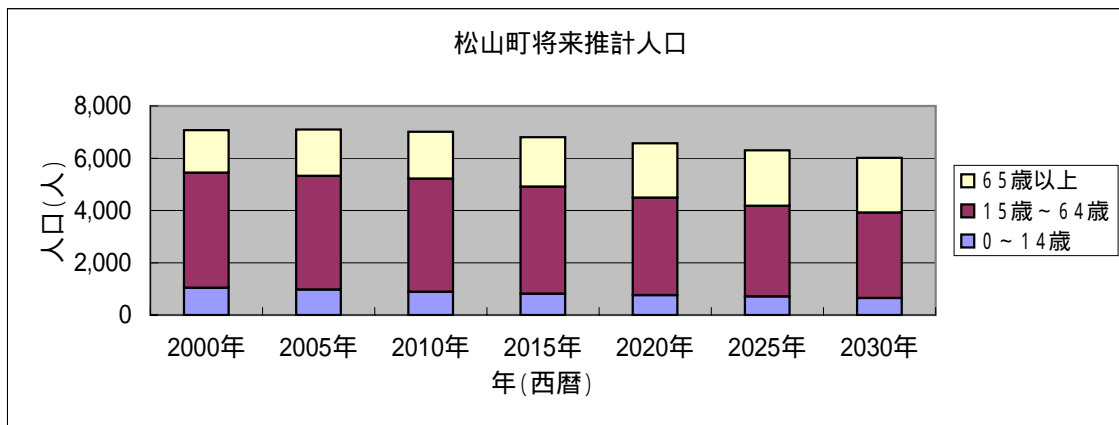
日本の市区町村別将来推計人口 平成15年12月推計 国立社会保障・人口問題研究所 編集より

古川市



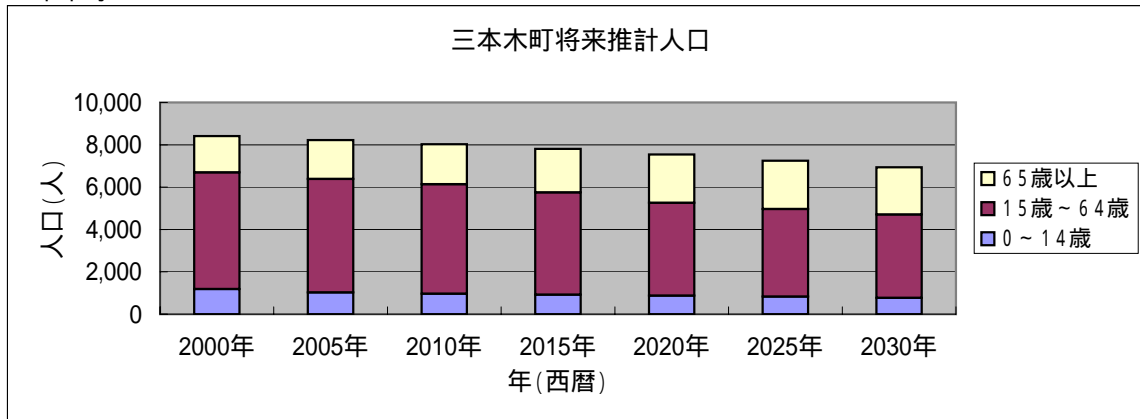
年齢区分	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年
0～14歳	12,420	12,366	12,623	12,982	13,019	12,830	12,551
15歳～64歳	48,277	50,545	52,628	53,122	53,331	54,036	54,724
65歳以上	12,201	13,698	14,712	16,655	18,549	19,732	20,699
合計	72,898	76,609	79,963	82,759	84,899	86,598	87,974

松山町



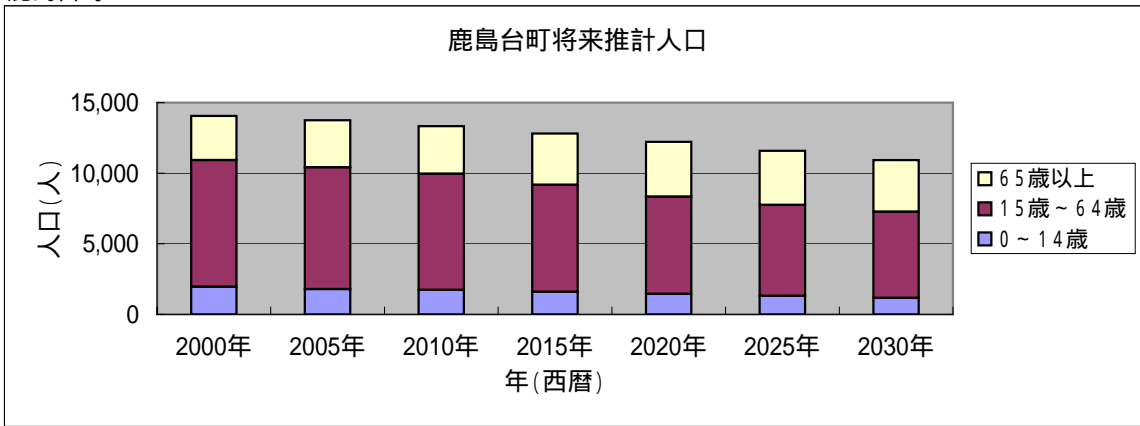
年齢区分	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年
0～14歳	1,039	976	887	815	760	708	652
15歳～64歳	4,409	4,345	4,333	4,099	3,728	3,471	3,267
65歳以上	1,624	1,777	1,794	1,893	2,084	2,124	2,099
合計	7,072	7,098	7,014	6,807	6,572	6,303	6,018

三本木町



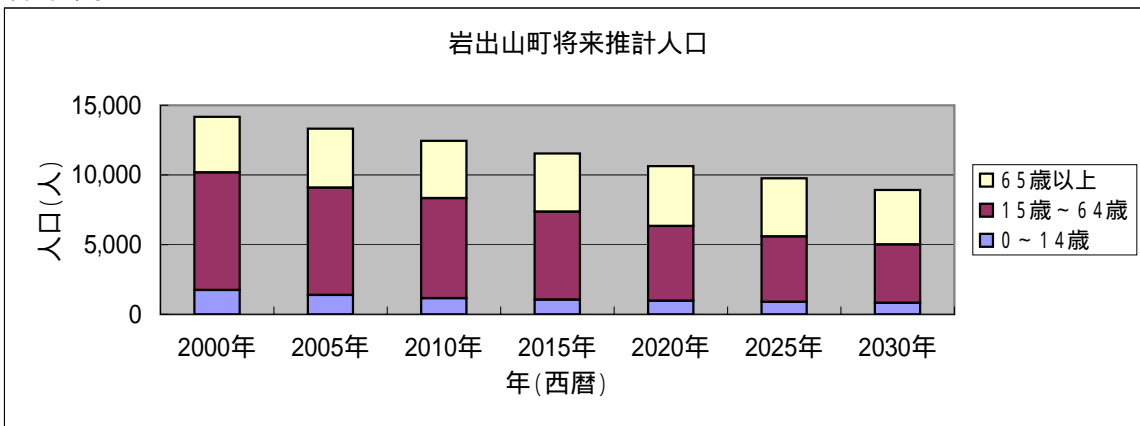
年齢区分	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年
0～14歳	1,183	1,027	964	923	877	832	773
15歳～64歳	5,511	5,359	5,177	4,830	4,383	4,134	3,938
65歳以上	1,717	1,835	1,885	2,055	2,287	2,286	2,227
合計	8,411	8,221	8,026	7,808	7,547	7,252	6,938

鹿島台町



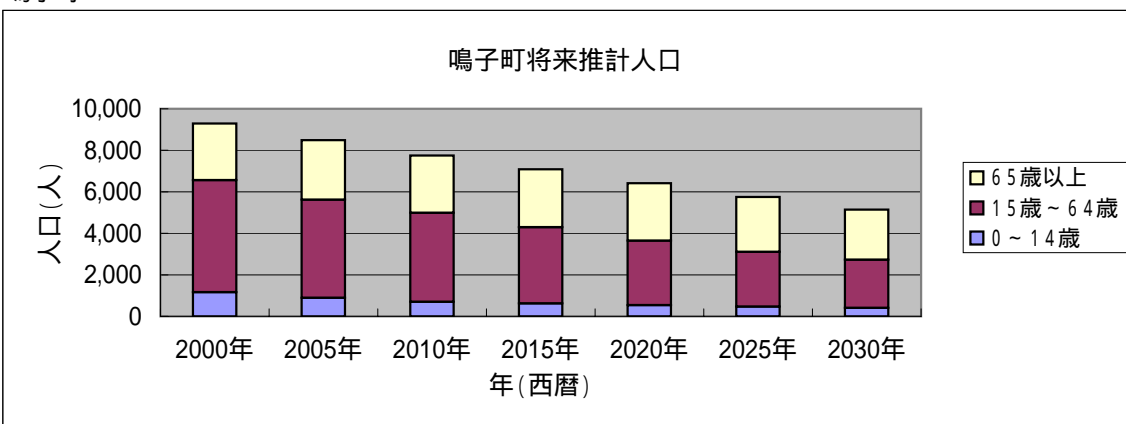
年齢区分	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年
0～14歳	1,958	1,795	1,733	1,594	1,453	1,318	1,171
15歳～64歳	8,970	8,623	8,236	7,590	6,893	6,441	6,103
65歳以上	3,130	3,333	3,367	3,627	3,871	3,829	3,661
合計	14,058	13,751	13,336	12,811	12,217	11,588	10,935

岩出山町



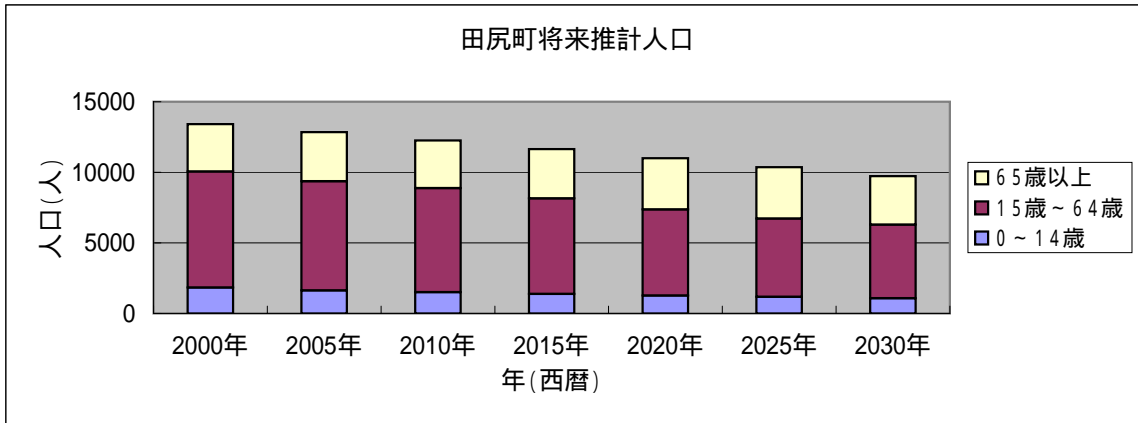
年齢区分	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年
0～14歳	1,743	1,386	1,160	1,062	975	901	826
15歳～64歳	8,443	7,715	7,180	6,309	5,370	4,697	4,190
65歳以上	3,983	4,227	4,114	4,168	4,293	4,163	3,903
合計	14,169	13,328	12,454	11,539	10,638	9,761	8,919

鳴子町



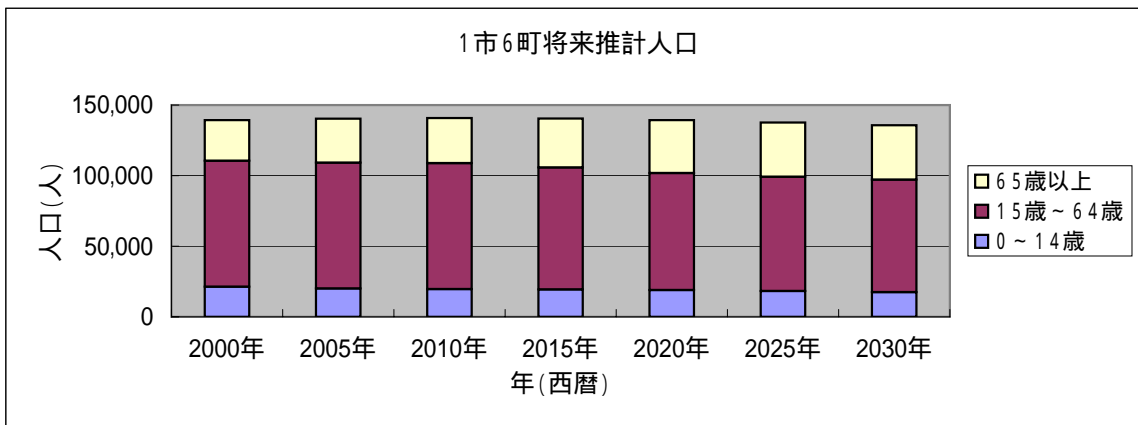
年齢区分	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年
0～14歳	1,164	895	702	623	541	472	411
15歳～64歳	5,399	4,727	4,284	3,668	3,105	2,639	2,322
65歳以上	2,726	2,870	2,762	2,794	2,770	2,644	2,413
合計	9,289	8,492	7,748	7,085	6,416	5,755	5,146

田尻町



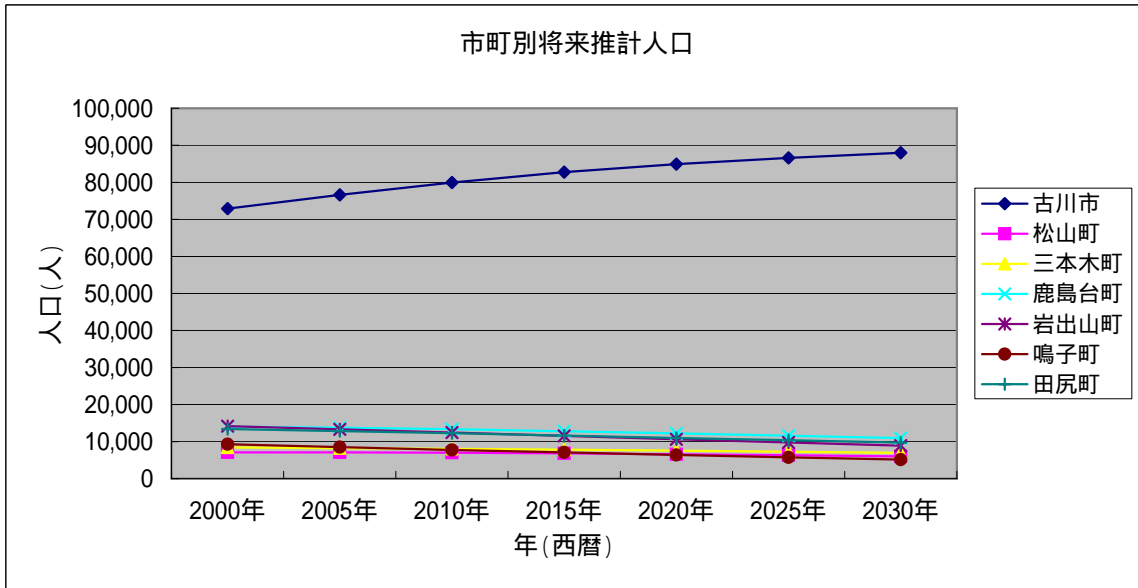
年齢区分	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年
0～14歳	1841	1,637	1,508	1,378	1,267	1,180	1,072
15歳～64歳	8,212	7,731	7,372	6,773	6,097	5,538	5,217
65歳以上	3,364	3,481	3,376	3,493	3,634	3,648	3,440
合計	13,417	12,849	12,256	11,644	10,998	10,366	9,729

1市6町計



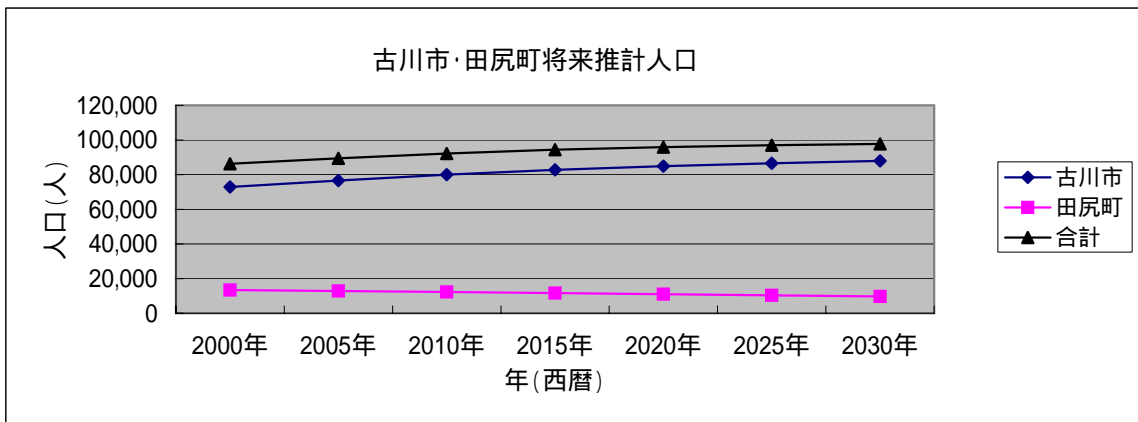
年齢区分	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年
0～14歳	21,348	20,082	19,577	19,377	18,892	18,241	17,456
15歳～64歳	89,221	89,045	89,210	86,391	82,907	80,956	79,761
65歳以上	28,745	31,221	32,010	34,685	37,488	38,426	38,442
合計	139,314	140,348	140,797	140,453	139,287	137,623	135,659

市町別



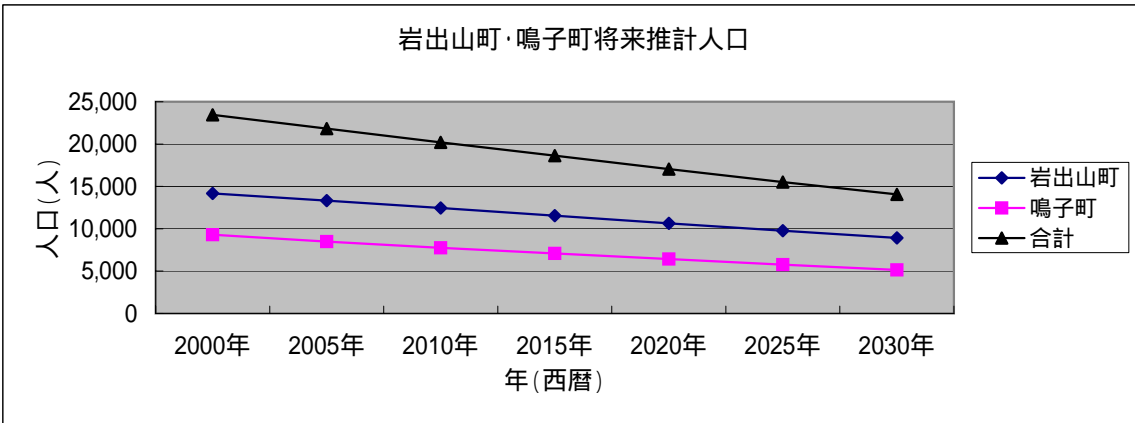
市町区分	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年
古川市	72,898	76,609	79,963	82,759	84,899	86,598	87,974
松山町	7,072	7,098	7,014	6,807	6,572	6,303	6,018
三本木町	8,411	8,221	8,026	7,808	7,547	7,252	6,938
鹿島台町	14,058	13,751	13,336	12,811	12,217	11,588	10,935
岩出山町	14,169	13,328	12,454	11,539	10,638	9,761	8,919
鳴子町	9,289	8,492	7,748	7,085	6,416	5,755	5,146
田尻町	13,417	12,849	12,256	11,644	10,998	10,366	9,729
合計	139,314	140,348	140,797	140,453	139,287	137,623	135,659

古川地区計(古川市・田尻町)



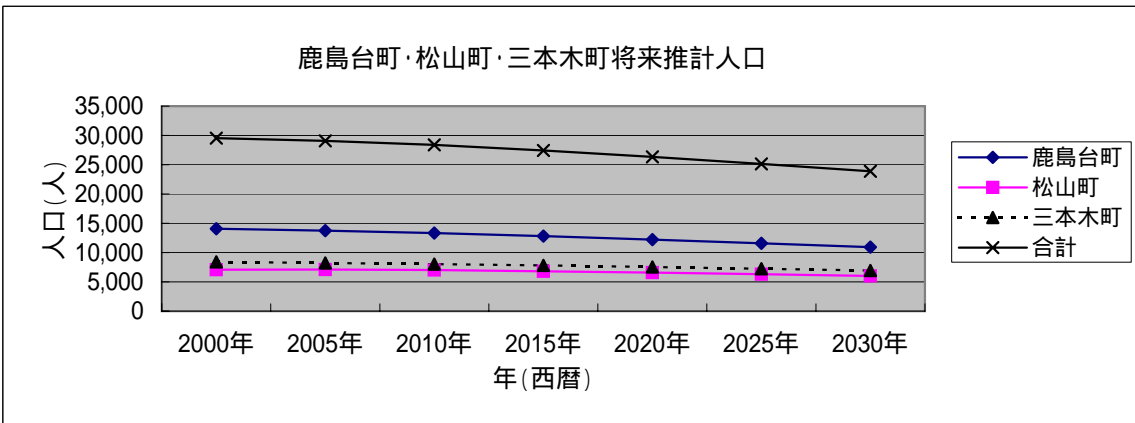
市町区分	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年
古川市	72,898	76,609	79,963	82,759	84,899	86,598	87,974
田尻町	13,417	12,849	12,256	11,644	10,998	10,366	9,729
合計	86,315	89,458	92,219	94,403	95,897	96,964	97,703

西部地区計(岩出山町・鳴子町)



市町区分	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年
岩出山町	14,169	13,328	12,454	11,539	10,638	9,761	8,919
鳴子町	9,289	8,492	7,748	7,085	6,416	5,755	5,146
合計	23,458	21,820	20,202	18,624	17,054	15,516	14,065

東部地区計(鹿島台町・松山町・三本木町)



市町区分	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年
鹿島台町	14,058	13,751	13,336	12,811	12,217	11,588	10,935
松山町	7,072	7,098	7,014	6,807	6,572	6,303	6,018
三本木町	8,411	8,221	8,026	7,808	7,547	7,252	6,938
合計	29,541	29,070	28,376	27,426	26,336	25,143	23,891

日本の市区町村別将来推計人口 平成15年12月推計 国立社会保障・人口問題研究所 編集
 2000年(平成12年)は国勢調査結果
 推計方法について(抜粋)

5歳以上の年齢階級の推計においては、コーホート要因法を用いた。コーホート要因法は、ある年の男女・年齢別人口を基準として、ここに人口動態率や移動率などの仮定値を当てはめて将来人口を計算する方法であり、5歳以上人口推計においては生残率と純移動率の仮定値が必要である。一方0～4歳人口については出生率に関する仮定値が必要であるが、市区町村別の出生率は年による変動が大きいことから、婦人子ども比7の仮定値によって推計した。

平成17年度の地方公営企業繰出金について（通知）

平 17.4.20 総財公第 36 号
各都道府県知事、
各指定都市市長あて
総務省自治財政局長通知

最近における社会経済情勢の推移、地方公営企業の現状にかんがみ、地方公営企業法等に定める経営に関する基本原則を堅持しながら、地方公営企業の経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化するため、毎年度地方財政計画において公営企業繰出金を計上することとしています。

その基本的な考え方は、下記のとおりですので地方公営企業の実態に即しながら、この趣旨を踏まえ適切に運営されるよう期待するものです。

この場合、一般会計が下記の基本的な考え方に沿って公営企業会計に繰出しを行ったときは、その一部について必要に応じ地方交付税等において考慮するものです。

なお、貴都道府県内市町村等に対しましても、この旨通知のうえ、趣旨の徹底を図られるようお願いいたします。

病院事業

1. 病院の建設改良に要する経費

(1) 趣旨

病院の建設改良費について一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

病院の建設改良費(当該病院の建設改良に係る企業債及び国庫(県)補助金等の特定財源を除く。以下同じ。)及び企業債元利償還金(PFI事業(地方公共団体が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第5条第1項に規定する実施方針を定めて実施する同法第2条第4項に規定する選定事業をいう。))に係る割賦負担金を含む。以下同じ。)のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額(建設改良費及び企業債元利償還金の2分の1(ただし、平成14年度までに着手した事業に係る企業債元利償還金にあっては3分の2)を基準とする。)とする。

2. へき地医療の確保に要する経費

(1) 趣旨

へき地における医療の確保を図るために必要な経費について、一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

- ア 地域において中核的役割を果たしている病院が、巡回診療車、患者輸送車等を備えて巡回診療を行うために必要な経費等のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。
- イ 遠隔医療システムの運営を行うために必要な経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

3. 結核病院の運営に要する経費

(1) 趣旨

結核病院の運営に要する経費について、一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

結核病院の運営に要する経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

4. 精神病院の運営に要する経費

(1) 趣旨

精神病院の運営に要する経費について、一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

精神病院の運営に要する経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

5. リハビリテーション医療に要する経費

(1) 趣旨

リハビリテーション医療の実施に要する経費について、一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

リハビリテーション医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

6. 周産期医療に要する経費

(1) 趣旨

周産期医療の実施に要する経費について、一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

周産期医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

7. 小児医療に要する経費

(1) 趣旨

小児医療の実施に要する経費について、一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

小児医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

8. 公立病院附属看護師養成所の運営に要する経費

(1) 趣旨

公立病院附属看護師養成所の運営に要する経費について、一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

公立病院附属看護師養成所において看護師を養成するために必要な経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

9. 救急医療の確保に要する経費

(1) 趣旨

救急医療の確保に要する経費について、一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

ア 救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第2条の規定により告示された救急病院における医師等の待機及び空床の確保等救急医療の確保に必要な経費に相当する額とする。

イ 災害拠点病院が災害時における救急医療のために行う施設(通常の診療に必要な施設を上回る施設)の整備に要する経費に相当する額とする。

10 . 公立病院附属診療所の運営に要する経費

(1) 趣旨

公立病院附属診療所の運営に要する経費について、一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

公立病院附属診療所の運営に要する経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

11 . 高度医療に要する経費

(1) 趣旨

高度な医療で採算をとることが困難であっても、公立病院として行わざるをえないものの実施に要する経費について、一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

高度な医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

12 . 保健衛生行政事務に要する経費

(1) 趣旨

集団検診、医療相談等保健衛生に関する行政として行われる事務に要する経費について、一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

集団検診、医療相談等に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

13 . 経営基盤強化対策に要する経費

(1) 不採算地区病院の運営に要する経費

ア 趣旨

不採算地区病院の運営に要する経費について、一般会計が負担するための経費である。

イ 繰出しの基準

不採算地区病院(病床数100床未満(感染症病床を除く。)又は1日平均入院患者数100人未満(感染症の患者を除く。)であり、かつ1日平均外来患者数200人未満である一般病院のうち当該病院の所在する市町村内に他に一般病院がないもの又は所在市町村の面積が300km²以上で他の一般病院の数が1に限られるもの(平成14年4月1日から平成17年3月31日までに行われた地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第1項又は第3項の規定による申請に基づき、平成18年3月31日までに市町村の合併が行われた場合にあっては、合併前の市町村の区域内においてこれらの要件に該当しているものを含む。)をいう。)の運営に要する経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

(2) 医師及び看護師等の研究研修に要する経費

ア 趣旨

医師及び看護師等の研究研修に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

イ 繰出しの基準

医師及び看護師等の研究研修に要する経費の2分の1とする。

(3) 病院事業の経営研修に要する経費

ア 趣旨

病院事業の経営研修に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

イ 繰出しの基準

病院事業の経営研修に要する経費の2分の1とする。

(4) 保健・医療・福祉の共同研修等に要する経費

ア 趣旨

病院が中心となつて行う保健・福祉等一般行政部門との共同研修・共同研究に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

イ 繰出しの基準

病院が中心となつて行う保健・福祉等一般行政部門との共同研修・共同研究に要する経費の2分の1とする。

(5) 経営健全化対策に要する経費

ア 趣旨

「第五次病院事業経営健全化措置について」(平成14年4月19日付け総財経第103号)に基づく経営健全化計画による不良債務解消のための繰出しに要する経費である。

イ 繰出しの基準

経営健全化計画において不良債務を解消するために、一般会計から繰り入れることを認められた額の範囲内とする。

(6) 病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費

ア 趣旨

病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

イ 繰出しの基準

当該年度の4月1日現在の職員数が地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和37年法律第153号。以下「施行法」という。)の施行の日における職員数に比して著しく増加している病院事業会計(施行法の施行日以降に事業を開始した病院事業会計を含む。)に係る共済追加費用の負担額の一部とする。

(7) 自治体病院の再編等に要する経費

ア 趣旨

自治体病院の再編等に必要経費の一部について繰り出すための経費である。

イ 繰出しの基準

医療提供体制の見直しを行うための計画に基づく自治体病院の再編等の実施に伴い必要となる施設の除却等に要する経費のうち、経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

医療提供体制の見直しを行うための計画に基づき経営主体の異なる自治体病院間において一部事務組合又は広域連合を設立(既存の一部事務組合又は広域連合を活用する場合を含む。)して行われる病院の再編等に伴い必要となる病院の経営基盤を強化し、健全な経営を確保するために要する経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに対する出資に要する経費とする。

宮城県周産期医療システム概念図（宮城県周産期医療協議会報告書 平成16年3月）

